

# 御前崎市国民保護計画

平成 31 年 3 月  
御 前 崎 市



# 目 次

<b>第1編 総 論</b>	1
<b>第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等</b>	1
1 市の責務及び計画の位置づけ	1
2 市国民保護計画の構成	2
3 市国民保護計画の見直し、変更手続	2
<b>第2章 国民保護措置に関する基本方針</b>	3
<b>第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等</b>	5
1 関係機関の事務又は業務の大綱	5
2 関係機関等の連絡先	9
3 国民の保護に関する仕組み	9
<b>第4章 市の地理的、社会的特徴</b>	10
<b>第5章 市国民保護計画が対象とする事態</b>	11
1 武力攻撃事態	11
2 緊急対処事態	15
 <b>第2編 平素からの備えや予防</b>	17
<b>第1章 組織・体制の整備等</b>	17
<b>第1 市における組織・体制の整備</b>	17
1 平素の業務	17
2 職員の参集基準等	17
3 消防機関の体制	18
4 国民の権利利益の救済に係る手続等	18
<b>第2 関係機関との連携体制の整備</b>	20
1 連携体制の整備に当たっての基本的考え方	20
2 県との連携等	20
3 近隣市町との連携	20
4 指定公共機関等との連携等	21
5 自主防災組織に対する支援	21
6 ボランティア団体等に対する支援	21
<b>第3 通信の確保</b>	22
<b>第4 情報収集・提供等の体制整備</b>	24
1 基本的考え方	24
2 警報等の伝達に必要な準備	24
3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	25
4 被災情報の収集・報告に必要な準備	26

<b>第5 研修及び訓練</b>	27
1 研修	27
2 訓練	27
<b>第2章 避難及び救援に関する平素からの備え</b>	29
1 避難に関する基本的事項	29
2 避難実施要領のパターンの作成	30
3 救援に関する基本的事項	30
4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	30
5 避難施設の指定への協力	31
6 生活関連等施設の把握等	31
<b>第3章 物資及び資機材の備蓄</b>	33
1 国民保護措置に必要な物資及び資機材の備蓄、整備	33
2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検	33
<b>第4章 国民保護に関する啓発</b>	34
1 国民保護措置に関する啓発	34
<b>第3編 武力攻撃事態等への対処</b>	35
<b>第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置</b>	35
1 初動連絡体制の確立及び初動措置	35
2 市対策本部に移行する場合の調整	36
3 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	36
<b>第2章 市対策本部の設置等</b>	37
1 市対策本部の設置	37
2 現地調整所	39
3 通信の確保	40
<b>第3章 関係機関相互の連携</b>	41
1 国・県の対策本部等との連携	41
2 知事、指定行政機関の長、 指定地方行政機関の長等への措置要請等	41
3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	41
4 他の市町長等に対する応援の要求、事務の委託	42
5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	42
6 市の行う応援等	43
7 自主防災組織に対する支援	43
8 ボランティア活動への支援等	43
9 住民への協力要請	43
<b>第4章 警報及び避難の指示等</b>	45
<b>第1 警報の伝達等</b>	45
1 警報の内容の伝達	45

2 警報の内容の伝達方法	45
3 関係機関への警報の流れ	46
4 緊急通報の伝達及び通知	47
<b>第2章 避難住民の誘導等</b>	<b>48</b>
1 避難の指示の通知・伝達	48
2 避難実施要領の策定	49
3 避難住民の誘導	51
4 避難先区域の指定を受けた場合の対応	55
<b>第5章 救援</b>	<b>56</b>
1 救援の実施	56
2 関係機関との連携	56
3 救援の内容	57
4 救援の際の物資の売渡要請等	59
<b>第6章 安否情報の収集・提供</b>	<b>61</b>
1 安否情報の収集	61
2 県に対する報告	61
3 安否情報の照会に対する回答	61
4 日本赤十字社に対する協力	62
5 安否情報の収集・整理・提供の主な流れ	62
<b>第7章 武力攻撃災害への対処</b>	<b>63</b>
<b>第1章 生活関連等施設の安全確保等</b>	<b>63</b>
1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方	63
2 武力攻撃災害の兆候の通報	63
3 生活関連等施設の安全確保	63
4 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	64
<b>第2章 武力攻撃原子力災害及びN B C攻撃による災害への対処等</b>	<b>65</b>
1 武力攻撃原子力災害への対処	65
2 N B C攻撃による災害への対処	66
<b>第3章 応急措置等</b>	<b>69</b>
1 退避の指示	69
2 警戒区域の設定	70
3 応急公用負担等	70
4 消防等に関する措置等	71
<b>第8章 被災情報の収集及び報告</b>	<b>73</b>
<b>第9章 保健衛生の確保その他の措置</b>	<b>74</b>
1 保健衛生の確保	74
2 廃棄物の処理	74
<b>第10章 国民生活の安定に関する措置</b>	<b>76</b>
1 生活関連物資等の価格安定	76

2 避難住民等の生活安定等	76
3 生活基盤等の確保	76
<b>第11章 特殊標章等の交付及び管理</b>	<b>77</b>
1 法で規定される特殊標章等	77
2 特殊標章及び赤十字標章等に係る普及啓発	78
<b>第4編 復旧等</b>	<b>79</b>
<b>第1章 応急の復旧</b>	<b>79</b>
1 基本的考え方	79
2 公共的施設の応急の復旧	79
<b>第2章 武力攻撃災害の復旧</b>	<b>80</b>
1 基本的考え方	80
<b>第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等</b>	<b>81</b>
1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	81
2 損失補償、損害補償	81
3 総合調整及び指示に係る損失の補てん	81
<b>第5編 緊急対処事態への対処</b>	<b>82</b>
1 緊急対処事態	82
2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達	82

## 用語集

# 第1編 総論

## 第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

### 1 市の責務及び計画の位置づけ

#### (1) 市の責務

市長及びその他の執行機関（以下「市」という。）は、武力攻撃事態等において、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（平成16年法律第112号。以下「法」という。）その他の法令、「国民の保護に関する基本指針」（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び静岡県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、御前崎市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、市内において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

#### (2) 市国民保護計画の位置づけ

市は、その責務にかんがみ、法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

#### (3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、市内における以下に掲げる事項について定める。

- ア 国民保護措置の総合的な推進に関する事項
- イ 市が実施する国民保護措置に関する事項
  - ・警報の伝達、避難実施要領の策定、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置
  - ・救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置
  - ・退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
  - ・水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置
  - ・武力攻撃災害の復旧に関する措置
- ウ 国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資機材の備蓄に関する事項
- エ 国民保護措置を実施するための体制に関する事項
- オ 国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

力 市内における国民保護措置に関し市長が必要と認める事項

## 2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態への対処

## 3 市国民保護計画の見直し、変更手続

### (1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画は県国民保護計画の見直しや、今後、国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、必要な見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、御前崎市国民保護協議会（以下「市国民保護協議会」という。）の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるよう努めるものとする。

### (2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更に当たっては、法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告するとともに、公表するものとする。

ただし、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令」（平成16年政令第75号。以下「法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は不要とされているため行わない。

## 第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態において、武力攻撃等から国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活等への影響を最小とするための国民保護措置を、本市が長年培ってきた防災に関する知識、経験等を活かし、的確かつ迅速に実施する。

国民保護措置の実施に当たっては、特に以下の点に留意する。

### 1 基本人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、「日本国憲法」の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

### 2 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

### 3 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時かつ適切に提供する。

### 4 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町並びに指定公共機関及び指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

### 5 国民の協力

市は、法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティア団体に対する支援に努める。

### 6 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

また、市は、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性にかん

がみ、その自主性を尊重する。

7 高齢者、障害のある人等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害のある人、外国人その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置の実施に当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

## 第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

### 1 関係機関の事務又は業務の大綱

市、県、指定地方行政機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、国民保護措置について、おおむね以下に掲げる業務を処理する。

#### (1) 市

事務又は業務の大綱	
1	市国民保護計画の作成
2	国民保護協議会の設置、運営
3	国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営
4	組織の整備、訓練
5	警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施
6	救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施
7	退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
8	水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施
9	武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

#### (2) 県

事務又は業務の大綱	
1	県国民保護計画の作成
2	国民保護協議会の設置、運営
3	国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営
4	組織の整備、訓練
5	警報の通知
6	住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施
7	救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施
8	武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
9	生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施
10	交通規制の実施
11	武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

(3) 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
関東管区警察局	1 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
南関東防衛局	1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整
東海総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に關すること。 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
東海財務局	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
名古屋税関	1 輸入物資の通関手続
東海北陸厚生局	1 救援等に係る情報の収集及び提供
静岡労働局	1 被災者の雇用対策
関東農政局	1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
関東森林管理局	1 武力攻撃災害復旧用材（国有林材）の供給
関東経済産業局 中部経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
関東東北産業保安監督部 中部近畿産業保安監督部	1 危険物等の保全 2 鉱山における災害時の応急対策
関東地方整備局 中部地方整備局	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
中部運輸局	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安
東京航空局	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
東京航空交通管制部	1 航空機の安全確保に係る管制上の措置

東京管区気象台	1 気象状況の把握及び情報の提供
第三管区海上保安本部	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保に係る立ち入り制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
関東地方環境事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

#### (4) 指定公共機関

(「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成 15 年政令第 252 号）第 3 条」及び「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成 15 年法律第 79 号。以下「事態対処法」という。）第 2 条第 7 号に規定する指定公共機関の公示」により指定されている機関をいう。)

機関の区分	事務又は業務の大綱
災害研究機関	1 武力攻撃災害に関する指導、助言等
放送事業者	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
電気通信事業者	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取り扱い
電気事業者	1 電気の安定的な供給
ガス事業者	1 ガスの安定的な供給
郵便事業を営む者	1 郵便の確保
一般信書便事業者	1 信書便の確保
病院その他の医療機関	1 医療の確保
河川管理施設、道路、港湾、空港の管理者	1 河川管理施設、道路、港湾及び空港の管理
日本赤十字社	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答

日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持
------	--

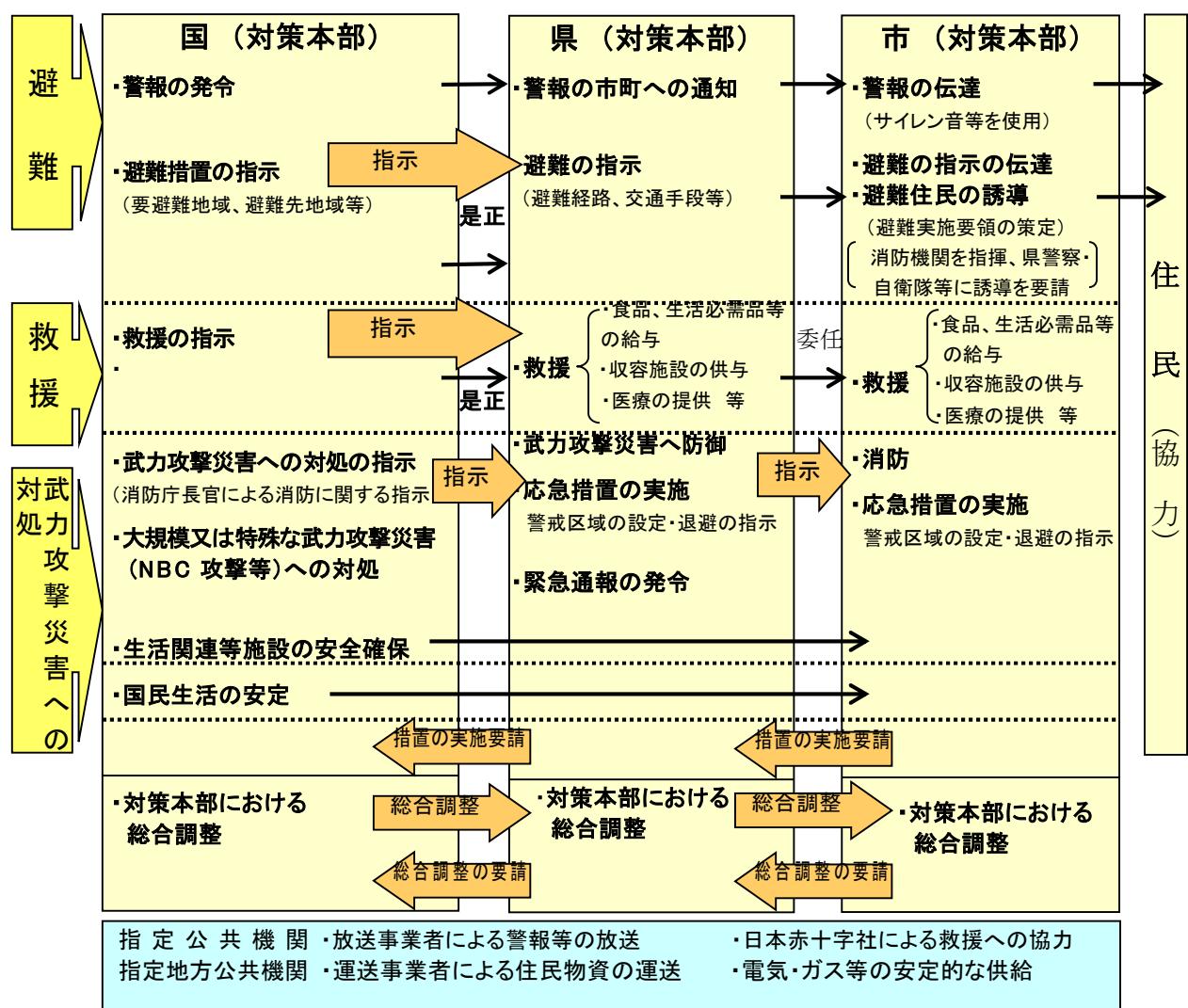
### (5) 指定地方公共機関

機関の区分及び名称	事務又は業務の大綱
放送事業者 静岡放送株式会社 株式会社テレビ静岡 株式会社静岡朝日テレビ 株式会社静岡第一テレビ 静岡エフエム放送株式会社	1 警報及び避難の指示(警報の解除及び避難の指示の解除を含む。) の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者 株式会社富士急マリンリゾート 株式会社エスパルスドリームフェリー 一般社団法人静岡県バス協会 伊豆急行株式会社 伊豆箱根鉄道株式会社 岳南鉄道株式会社 静岡鉄道株式会社 大井川鉄道株式会社 遠州鉄道株式会社 天竜浜名湖鉄道株式会社 一般社団法人静岡県トラック協会	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
ガス事業者 下田ガス株式会社 伊東瓦斯株式会社 熱海瓦斯株式会社 御殿場瓦斯株式会社 静岡瓦斯株式会社 東海ガス株式会社 島田瓦斯株式会社 中遠ガス株式会社 袋井ガス株式会社 中部瓦斯株式会社 一般社団法人静岡県LPガス協会	1 ガスの安定的な供給
病院その他の医療機関 一般社団法人静岡県医師会 公益社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会	1 医療の確保

## 2 関係機関等の連絡先

関係機関等の連絡先については、市地域防災計画に定める。

## 3 国民の保護に関する仕組み



## 第4章 市の地理的、社会的特徴

### 1 地形

御前崎市は牧之原台地が遠州灘と駿河湾に突き出した静岡県中西部の南端部に位置し、西は掛川市、北は菊川市、東は牧之原市と接する。

東西約 14km、南北約 12km、面積は約 66km<sup>2</sup>であり、海岸線の延長は約 20km の長さに及ぶ。

### 2 気候

年平均気温は 16°C 前後と県内でも気温の高い地域で、特に冬に暖かく真冬日がほとんどない。年平均降水量 2,000mm 程度と県平均よりもやや少なく、5 月から 9 月にかけて約半分に達する。冬は日照時間が長く西風の強い地域である。

### 3 人口分布

御前崎市の人口は、市役所を中心とした池新田地区に集中しながら市南部の遠州灘沿いに広がりを見せており、市北部の丘陵地帯では南部に比べて少なくなっている。

### 4 道路の位置等

御前崎市内の主要道路は、牧之原市と掛川市を繋ぐ国道 150 号、県道大東相良線、市の南部から菊川市へ繋がる主要地方道掛川浜岡線、市の東部を縦断する県道御前崎堀野新田線がある。

また、幹線市道としては、浜岡地域と御前崎地域を繋ぐ市道 105 号線、115 号線等がある。

### 5 港湾の位置等

港湾は、重要港湾の御前崎港が、駿河湾口の港地区に所在し、外国貿易・漁業基地となっている。

### 6 原子力発電所の位置等

中部電力㈱浜岡原子力発電所が佐倉地区に所在しており、5 基の原子炉が設置されている。

なお、原子力災害対策指針において示されている「予防的防護措置を準備する区域（P A Z）の目安」を基準とした範囲に本市全域が含まれている。

### 7 自衛隊施設等の位置等

航空自衛隊中部航空警戒管制団第 22 警戒隊御前崎分屯基地が御前崎地区に所在している。

## 第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画が対象とする武力攻撃事態及び緊急対処事態は以下のとおりとする。

### 1 武力攻撃事態

我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危機が切迫していると認められるに至った事態をいう。

(1) 市国民保護計画では、想定される武力攻撃事態を以下の4類型とする。

#### ア 着上陸侵攻

侵攻国が侵攻正面において、海上・航空優勢を得た後、海又は空から地上部隊などを上陸又は着陸させて、侵攻することをいう。

##### (特徴)

- 一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、侵攻国による船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。
- 船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。
- 航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には特に目標となりやすいと考えられる。
- なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。
- 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、原子力発電所など、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。

##### (留意点)

- 事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難するとともに、広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。

#### イ ゲリラや特殊部隊による攻撃

ゲリラや特殊部隊を潜入させて行う不正規型の攻撃をいい、不正規軍の要員であるゲリラによる施設等の破壊や人員に対する攻撃が行われるものと、正規軍である特殊部隊による破壊工作、要人暗殺、中枢機関への攻撃が行われるものがある。

#### (特徴)

- ・県警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。そのため、都市部の政治経済の中核、橋りょう、原子力発電所などに対する注意が必要である。
- ・少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、例えば原子力発電所が攻撃された場合には被害の範囲が拡大するおそれがある。また、汚い爆弾（爆薬と放射性物質を組み合わせた汚い爆弾　以下「ダーティボム」という。）が使用される場合がある。

#### (留意点)

- ・ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、市（消防機関（消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 9 条に規定する消防本部、消防署、消防団をいう。以下同じ。）を含む。）と県、県警察は、海上保安部等及び自衛隊と連携し、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。事態の状況により、知事の緊急通報の発令、市長又は知事の退避の指示又は警戒区域の設定など時宜に応じた措置を行うことが必要である。

### ウ 弹道ミサイル攻撃

弹道ミサイル（放物線を描いて飛翔するロケットエンジン推進のミサイル）による攻撃をいい、長距離にある目標を攻撃することが可能であり、大量破壊兵器（核、生物、化学兵器）を搭載して攻撃することも可能である。

#### (特徴)

- ・発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又は N B C（核（Nuclear）又は生物剤（Biological）若しくは化学剤（Chemical）をいう。以下同じ。）弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。
- ・通常弾頭の場合には N B C 弾頭の場合と比較して被害は局限され家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

#### (留意点)

- ・弹道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋

内への避難や消火活動が中心となる。

## エ 航空攻撃

重要な施設の破壊などを目的として、航空機に搭載したミサイルなどにより急襲的に行われる攻撃をいう。

### (特徴)

- ・ 弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。
- ・ 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあります。
- ・ なお、航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。
- ・ 通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

### (留意点)

- ・ 攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。

(2) 特殊な対応が必要となるN B C攻撃（核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。以下同じ。）の特徴については、以下のとおりである。

## ア 核兵器等

核反応を利用した兵器。原子爆弾、水素爆弾、中性子爆弾、また核弾頭を装着したミサイルなど。

### (特徴)

- ・ 核兵器を用いた攻撃（以下「核攻撃」という。）による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能（物質に中性子線が放射されることによって、その物質そのものが持つようになる放射能）による残留放射線によって生ずる。核爆発によって①熱線、爆風及び初期核放射線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害を短時間にもたらす。残留放射線は、②爆発時に生じた放射能をもった灰（放射性降下物）からの放射線と、③初期核放射線を吸収した建築物や土壤から発する放射線に区分される。このうち①及び③は、爆心地周辺において被害をもたらすが、②の灰（放射性降下物）は、爆心地付近から降下し始め、逐次風下方向に拡散、降下して

被害範囲を拡大させる。このため、熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となる。

- ・放射性降下物は、放射能をもった灰であり、爆発による上昇気流によって上空に吸い上げられ、拡散、降下するため、放射性降下物による被害は、一般的には熱線や爆風による被害よりも広範囲の地域に拡大することが想定される。放射性降下物が皮膚に付着することによる外部被ばくにより、あるいはこれを吸飲することや放射性降下物によって汚染された飲料水や食物を摂取することによる内部被ばくにより、放射線障害が発生するおそれがある。したがって、避難に当たっては、風下を避け、手袋、帽子、雨ガッパ等によって放射性降下物による外部被ばくを抑制するほか、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護することや汚染された疑いのある水や食物の摂取を避けるとともに、安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める必要がある。また、汚染地域への立入制限を確実に行い、避難の誘導や医療に当たる要員の被ばく管理を適切にすることが重要である。
- ・ダーティボムは、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらすことから、これらに対する対処が必要となる。
- ・核攻撃等においては、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる必要がある。

#### イ 生物兵器

細菌、ウィルスなどの生物剤を、爆弾等を用いて散布する兵器。生物剤には、天然痘ウィルス、コレラ菌、炭疽菌などがある。

##### (特徴)

- ・生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。
- ・生物剤による被害は使用される生物剤の特性、特にヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤か否か等により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。
- ・厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）により、感染源及び汚染地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた医療活動、まん延防止を行うことが重要である。

#### ウ 化学兵器

毒性物質などの化学剤を使用する兵器。化学剤としては、ホスゲン（窒息性）、塩化ピクリン（催涙性）、イペリット（糜爛性）、青酸（中毒性）、サリン（神経性）などがある。

(特徴)

- ・一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下を這うように広がる。また、特有の臭いがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。
- ・国、県、市等関係機関の連携の下、原因物質の検知及び汚染地域の特定又は予測を適切にして、住民を安全な風上の高台に誘導する等、避難措置を適切にするとともに、汚染者については、可能な限り除染し、原因物質の特性に応じた救急医療を行うことが重要である。また、化学剤は、そのままで分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、当該地域から原因物質を取り除くことが重要である。

## 2 緊急対処事態

武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危機が切迫していると認められるに至った事態（後日武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要な事態をいう。

(1) 市国民保護計画では、想定される緊急対処事態を以下のとおりとする。

### ア 攻撃対象施設等による分類

(ア) 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃(原子力発電所の爆破、可燃性ガス貯蔵施設の爆破、危険物積載船への攻撃等)が行われる事態  
(特徴)

- ・原子力発電所が攻撃を受けた場合、大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばくする。  
また、汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。  
可燃性ガス貯蔵施設が攻撃を受けた場合、爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。
- ・危険物積載船等が攻撃を受けた場合、危険物の拡散による命令沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生ずる。

(イ) 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃（大規模集客施設の爆破等）が行われる事態  
(特徴)

- ・大規模集客施設等で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。

### イ 攻撃手段による分類

(ア) 多数の人を殺傷する特性を有する物質による攻撃（ダーティボム等の爆発

による放射能の拡散、炭疽菌等生物剤の大量散布、サリン等化学剤の大量散布、水源地に対する毒素等の混入）が行われる事態

（特徴）

- ・ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等である。

また、ダーティボムの放射線によって正常な細胞機能が攪乱されると、後年、ガンを発症することもある。

- ・小型核爆弾の特徴は、武力攻撃事態の核兵器等の特徴と同様である。
- ・生物剤の特徴については、武力攻撃事態の生物兵器の特徴と同様である。
- ・毒素の特徴については、武力攻撃事態の化学兵器の特徴と類似している。
- ・化学剤の特徴については、武力攻撃事態の化学兵器の特徴と同様である。

（イ）破壊の手段として交通機関等を用いた攻撃（航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ、弾道ミサイル等の飛来等）が行われる事態

（特徴）

- ・主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。

また、攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。

- ・爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生じる。

## 第2編 平素からの備えや予防

### 第1章 組織・体制の整備等

#### 第1 市における組織・体制の整備

##### 1 平素の業務

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備のための業務を行うものとし、各部局が実施する業務については、別に定める。

##### 2 職員の参集基準等

###### (1) 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員を迅速に参集できる体制を整備する。

###### (2) 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃事態等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応し得るよう、当直等の強化（職員日直及び民間警備員が当直を行い、速やかに市長及び国民保護担当職員へ連絡が取れる体制も含む。）を図るなど、24時間即応可能な体制を確保する。

###### (3) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、体制、職員の参集基準及び服務基準について別に定める。

###### (4) 職員への連絡手段の確保

市の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行する。

###### (5) 職員の配置等

市は、防災に関する体制を活用しつつ、御前崎市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置した場合における職員の配置、交代要員の確保、食料・飲料水の備蓄、その他必要な資機材の確保など、その機能の確保を行う。

### 3 消防機関の体制

#### (1) 消防本部及び消防署における体制

御前崎市消防本部（以下「消防本部」という。）及び御前崎市消防署（以下「消防署」という。）は、市における参集基準等と同様に、消防本部、消防署における初動連絡体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、市は、消防本部及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

#### (2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、御前崎市消防団（以下「消防団」という。）が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにはんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化に努める。

また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、市は、消防本部及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定めるよう努める。

### 4 国民の権利利益の救済に係る手続等

#### (1) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等が発生した場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設する。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

## 国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧

損失補償 (法第159条第1項)	県から救援の委任等を受け実施した特定物資の収用に関すること。 (法第81条第2項)
	県から救援の委任等を受け実施した特定物資の保管命令に関すること。 (法第81条第3項)
	県から救援の委任等を受け実施した土地等の使用に関すること。 (法第82条)
	応急公用負担に関すること。 (法第113条第1項、第5項)
	車両等の破損措置に関すること。 (法第155条第2項において準用する災害対策基本法第76条の3第2項後段)
実費弁償 (法第159条第2項)	県から救援の委任等を受け実施した医療の実施の要請等に関すること。 (法第85条第1項、第2項)
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの。 (県から救援の委任等を受け実施した救援への協力要請を含む。) (法第70条第1項、第3項、第80条第1項、第115条第1項、第123条第1項)
	県から救援の委任等を受け実施した、医療の実施の要請等によるもの。 (法第85条第1項、第2項)
不服申立てに関すること。 (法第6条、第175条)	
訴訟に関すること。 (法第6条、第175条)	

### (2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、御前崎市文書管理規則等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実に行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申し立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

## 第2 関係機関との連携体制の整備

### 1 連携体制の整備に当たっての基本的考え方

- (1) 市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施できるよう、国、県、他の市町、指定公共機関及び指定地方公共機関との連携体制を整備する。
- (2) 市は、関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。
- (3) 市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施することなどに関し、関係機関による意見交換の場を設けることなどにより、関係機関相互の意思疎通を図る。

### 2 県との連携等

- (1) 県との連携  
市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、県との緊密な連絡を図る。
- (2) 県との情報共有  
警報の通知方法、避難方法や救援を行う場合の経路、運送手段等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。
- (3) 市国民保護計画の知事への協議  
市長は、県の行う国民保護措置や他の市町の行う国民保護措置との整合性の調整を図るため、市国民保護計画について知事に協議を行う。
- (4) 県警察との連携  
市は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態等において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

### 3 近隣市町との連携等

- (1) 近隣市町との連携  
市は、近隣市町の連絡先、担当部署等に関する情報を常に把握するとともに、近隣市町相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、相互応援協定の締結等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資機材の供給体制等における近隣市町相互間の連携を図る。
- (2) 消防機関の応援態勢の整備  
市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近隣市町の消防機関との応援態勢の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等に

より、消防機関相互の連携を図る。

また、消防機関の資機材等について相互に把握する。

#### 4 指定公共機関等との連携等

##### (1) 指定公共機関等との連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、指定公共機関等との緊密な連携を図る。

##### (2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

##### (3) 関係機関との協定の締結

市は、救援のために必要な食品、飲料水及び被服、寝具等生活必需品等の調達に当たっては、関係機関から必要な協力が得られるよう、あらかじめ必要な協定を締結するよう努める。

#### 5 自主防災組織に対する支援

市は、自主防災組織の核となるリーダーに対しての研修等を通じて自主防災組織の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織相互間及び消防団等との間の連携が図られるよう配慮する。

また、市は国民保護措置についての訓練の実施を促進するものとする。この場合、訓練の実施は、自主防災組織の自発的な意思にゆだねられるものであって、その促進に当たって強制にわたらないように留意する。

さらに自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実に努める。

#### 6 ボランティア団体等に対する支援

市は、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、救援等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備に努める。

### 第3 通信の確保

#### 1 通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、通信体制の整備等重要通信の確保に関する対策の推進を図る。

この場合において、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁や地方公共団体、電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携にも十分配慮する。

#### 2 通信体制の確保に当たっての留意事項

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートの多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、情報収集、連絡体制の整備に努める。

また、通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

##### (1) 施設及び設備

ア 通信設備等の情報通信手段の施設について、通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。

イ 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、緊急情報ネットワークシステム（E m – N e t）、全国瞬時警報システム（J – A L E R T）等、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。

ウ 無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。

エ 武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な通信設備を定期的に総点検する。

##### (2) 運用

ア 夜間、休日等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集連絡体制の整備を図る。

イ 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した関係機関との非常通信や、非常用電源等を利用した実践的通信訓練を実施する。

ウ 通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い

- 、必要に応じ体制等の改善を図る。
- エ 無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
- オ 電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
- カ 担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、担当職員が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
- キ 国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車等を活用するとともに、高齢者、障害のある人、外国人その他の情報の伝達に際し配慮を要する者及びその他通常の手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

## 第4 情報収集・提供等の体制整備

### 1 基本的考え方

#### (1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃事態等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対し、これらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

#### (2) 体制の整備に当たっての留意事項

市は、体制の整備に際し、的確かつ迅速な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

#### (3) 関係機関における情報の共有

市は、平素から人口密集地域、避難施設、公共施設、生活関連等施設等の地域社会の情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティーの確保等に留意しながらデータベース化等に努める。

### 2 警報等の伝達に必要な準備

#### (1) 警報の伝達に必要な準備

市長は、知事から警報の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図るものとする。

この場合において、社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害のある人、外国人等に対する伝達に配慮するものとする。

#### (2) 市における通信の確保

市は、国民保護措置における警報の伝達等に必要となる、緊急情報ネットワークシステム（E m－N e t）、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）及び同報系その他の防災行政無線の整備に努める。（防災行政無線デジタル化を推進し、県に準じて通信体制の整備等通信の確保に努める。）

#### (3) 全国瞬時警報システム（J－A L E R T）の整備

市（町村）は、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、住民に迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）を整備する。

#### (4) 県警察等との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の伝達が的確かつ迅速に行

われるよう、県警察、清水海上保安部又は御前崎海上保安署との協力体制を構築する。

(5) 国民保護に係るサイレンの周知

国民保護に係るサイレン音（平成17年7月6日付け消防運第17号国民保護運用室長通知「国民保護に係る警報のサイレンについて（通知）」）については、住民に十分な周知を図る。

(6) 多数の者が利用する施設を管理する者に対する警報の伝達のための準備

市長は、県から警報の通知を受けたときに、警報の伝達を行うこととなる学校、病院、その他の多数の者が利用する施設について、知事との伝達の役割分担を考慮して別に定める。

(7) 民間事業者からの協力

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における民間事業者が、警報の内容の伝達や避難誘導等を実施できるよう努める。

### 3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類、収集及び報告の様式

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の収集照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び第2号の安否情報報告書の様式により、原則として、安否情報システムを用いて県に報告する。

収集・報告すべき情報

ア 避難住民・負傷住民

- ① 氏名
- ② フリガナ
- ③ 出生の年月日
- ④ 男女の別
- ⑤ 住所（郵便番号を含む。）
- ⑥ 国籍
- ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
- ⑧ 負傷（疾病）の該当
- ⑨ 負傷又は疾病の状況
- ⑩ 現在の居住
- ⑪ 連絡先その他必要情報

- ⑫ 親族・同居者への回答の希望
  - ⑬ 知人への回答の希望
  - ⑭ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意
- イ 死亡住民
- (上記①～⑦に加えて)
  - ⑧ 死亡の日時、場所及び状況
  - ⑨ 遺体が安置されている場所
  - ⑩ 連絡先その他必要情報
  - ⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対し回答することへの同意

### (2) 安否情報の収集、整理、報告及び提供のための準備

市長は、安否情報を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう、安否情報の収集、整理及び提供の責任者をあらかじめ定め、必要な研修・訓練を行っておくものとする。

### (3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、学校、大規模事業所等安否情報の収集に協力を求める可能性のある機関について、既存の資料等に基づいてあらかじめ把握しておくものとする。

## 4 被災情報の収集・報告に必要な準備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報の収集・連絡に当たる担当者を定め、必要な研修・訓練を行うとともに、必要な体制の整備を図る。

なお、被災情報の報告は「火災・災害等即報要領」（昭和 59 年 10 月 15 日消防法第 267 号消防庁長官通知）に基づき別に定める様式による。

## 第5 研修及び訓練

市は、武力攻撃事態等における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するために、必要な研修及び訓練を行う。

### 1 研修

#### (1) 研修機関等の活用

市は、消防大学校、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

#### (2) 市による研修

市は、広く職員の研修機会を確保する。また、県と連携し、市職員及び消防団員等に対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成する教材を活用するなど多様な方法による研修を行う。

また、市は、職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、国及び県の職員、学識経験者等外部の人材についても積極的に活用する。

### 2 訓練

#### (1) 市における訓練の実施

市は、近隣市町、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、海上保安部等、自衛隊等との連携を図る。

#### (2) 市における訓練の項目及び形態

訓練項目はおおむね以下のとおりとする。

なお、訓練の実施に当たっては、実動訓練、図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練となるよう努めるものとする。

ア 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練

イ 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練

ウ 避難誘導訓練及び救援訓練

#### (3) 市における訓練に当たっての留意事項

ア 国民保護措置と防災のための措置との間で共通する収容施設の運営、避難住民等への炊き出し等の訓練については、これらを実施する際に相互に応用できることを示して、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させるよう配慮するものとする。

- イ 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、町内会の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害のある人その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ウ 訓練実施時は、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにする。
- エ 住民の避難に関する訓練を行う場合において、必要と判断するときは、住民に対し、当該訓練への参加についての協力を要請するものとする。  
この場合、その協力は、自発的な意思にゆだねられるものであって、その要請に当たって強制にわたらないように留意するとともに、訓練の時期、場所等は、住民が参加しやすいものとなるよう努めるものとする。
- オ 市は、県公安委員会と連携し、特に必要と認めるときは、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。
- カ 訓練実施時は、N B C 攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

## 第2章 避難及び救援に関する平素からの備え

### 1 避難に関する基本的事項

#### (1) 基礎的資料の準備

市は、的確かつ迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等以下の必要な基礎的資料を準備する。

##### ア 市対策本部において集約・整理する基礎的資料

- ・住宅地図
- ・避難経路として想定される道路網のリスト
- ・輸送力のリスト
- ・避難施設のリスト
- ・備蓄物資、調達可能物資のリスト
- ・生活関連等施設等のリスト
- ・関係機関（国、県、指定地方公共機関等）の連絡先一覧
- ・町内会、自主防災組織等の連絡先等一覧
- ・消防機関のリスト
- ・避難行動要支援者名簿

#### (2) 隣接する市との連携の確保

市は、市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

#### (3) 消防本部との連携

市は、住民の避難等を円滑に実施できるように平素から、消防本部やその管理者等と連携を図る。

#### (4) 高齢者、障害者等避難行動要支援者への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難行動要支援者名簿を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「避難行動要支援者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

##### ※【避難行動要支援者名簿について】

武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障害者等の避難行動要支援者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組みとして行われる避難行動要支援者名簿を活用することが重要である（「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）参照）。

避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法第49条の10において作成を義務づけられており、避難行動要支援者の氏名や生年月日、住所、避難支援等を必要とする事

由等を記載又は記録するものとされている。

また、災害発生時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、市は避難行動要支援者の名簿情報について、市地域防災計画の定めるところにより、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に提供することが求められている。

#### (5) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築する。

#### (6) 学校や事業所との連携

市は、学校や事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

### 2 避難実施要領のパターンの作成

市は、関係機関（消防機関、県、県警察、海上保安部等、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、季節の別、観光客や昼間人口の存在、交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

### 3 救援に関する基本的事項

#### (1) 県との調整

市は、県から法第76条第1項の規定に基づき救援の事務を当該市において行うこととされた場合において、円滑な救援を実施できるよう市の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、あらかじめ県と調整する。

#### (2) 基礎的資料の準備等

市は、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

##### ア 市対策本部において集約・整理する基礎的資料

- ・避難施設データベース
- ・備蓄物資、調達可能物資のリスト
- ・関係医療機関のデータベース
- ・救護班のデータベース
- ・臨時の医療施設として想定される場所等のリスト
- ・墓地及び火葬場等のデータベース

#### (3) 電気通信事業者との協議

市長は、避難住民等に対する通信手段の確保に当たって必要な通信設備の臨時の設置に関する条件等について、電気通信事業者とあらかじめ協議を行う。

#### (4) 医療の要請方法

市長は、避難住民等に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、医師、看護師等の医療関係者に対し、医療を行うよう要請することとなるため、あらかじめ医療関係団体を通じて当該医療関係者に要請を行うなど、適切な要請方法を定める。

### 4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

#### (1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する市内の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

#### (2) 運送経路の把握等

市は、避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する当該市の区域に係る運送経路の情報を共有する。

### 5 避難施設の指定への協力

市は、知事が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど県に協力する。

市は、知事が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

### 6 生活関連等施設の把握等

#### (1) 生活関連等施設の把握等

市は、その区域内に所在する以下に掲げる生活関連等施設（法施行令第27条及び第28条に規定する施設をいう。）について、県を通じて把握するとともに、県との連絡態勢を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置について定める。

- ① 発電所、変電所
- ② ガス工作物

- ③ 貯水施設、浄水施設、配水池
- ④ 電気通信事業用交換設備
- ⑤ 放送用無線設備
- ⑥ 水域施設、係留施設
- ⑦ 危険物取扱所
- ⑧ 毒劇物取扱所
- ⑨ 火薬類取扱所
- ⑩ 高圧ガス取扱所
- ⑪ 核燃料物質取扱所（汚染物質を含む。）
- ⑫ 放射性同位元素取扱所（汚染物質を含む。）
- ⑬ 電気工作物内の高圧ガス取扱所

(2) 市が管理する公共施設等における警戒

市は、市外又は国外においてテロ等が発生した場合、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、必要に応じて情報収集体制の徹底、職員又は警備員による見回り、点検を実施する。

この場合において、県警察等との連携を図る。

## 第3章 物資及び資機材の備蓄、整備

### 1 国民保護措置に必要な物資及び資機材の備蓄、整備

#### (1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資機材については、防災に必要な物資や資機材の備蓄と共に多くのものが多いことから、国民保護措置に係る住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資機材の備蓄と防災に必要な物資や資機材の備蓄を原則として相互に兼ねるものとする。

#### (2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資機材

国民保護措置の実施のために必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

#### (3) 物資及び資機材の備蓄、整備

市長は、自ら実施する国民保護措置に必要な物資及び資機材について、県と連携し、備蓄、整備するとともに、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねることができるよう、防災のための備蓄の品目、備蓄量、備蓄場所、物資及び資機材の供給要請先等の確実な把握等に努める。

ア 住民の避難及び避難住民等の救援に必要な物資及び資機材

食料、飲料水、被服、毛布、医薬品、仮設テント、燃料 など

イ 国民保護措置のために特に必要な物資及び資機材

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具 など

### 2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検

市長は、住民の避難及び避難住民等の救援に必要なその管理に属する施設及び設備を整備し、又は点検する。

## 第4章 国民保護に関する啓発

### 1 国民保護措置に関する啓発

#### (1) 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、国民保護措置における住民の避難や救援の仕組みなど、国民が自らの生命、身体及び財産を守るという観点から知っておくべき知識等についての啓発を行うよう努める。

なお、この場合、広報紙、パンフレット等の様々な広報媒体や研修会等を通じて実施する。

また、高齢者、障害のある人、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行うよう努める。

#### (2) 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

## 第3編 武力攻撃事態等への対処

### 第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

#### 1 初動連絡体制の確立及び初動措置

##### (1) 初動連絡体制

- ア 市長は、市内外において、多数の人を殺傷する行為等の事案の発生又は発生のおそれを把握したときにおいては、市として的確かつ迅速に対処するため、速やかに別に定める初動連絡体制をとる。
- イ 市は、初動連絡体制をとったときは、直ちに事案の発生について、県に連絡する。
- ウ 市は、初動連絡体制をとったときは、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行う。  
この場合、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

##### (2) 初動連絡体制における初動措置

- ア 市は、初動連絡体制において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法（昭和23年法律第186号）に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。  
市は、警察官職務執行法（昭和23年法律第126号）に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。
- イ 政府による事態認定がなされ、市に対し、市対策本部の設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定等を行うとともに、市長は必要に応じて、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

##### (3) 関係機関への支援の要請

- 市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、知事や他の市町長等に対し支援を要請する。

## 2 市対策本部に移行する場合の調整

- (1) 市長は、初動連絡体制をとった後に政府において事態認定が行われ、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合には、直ちに市対策本部を設置し、初動連絡体制を廃止する。
- (2) 市長は、「災害対策基本法」が、武力攻撃事態等及び緊急対処事態に対処することを想定した法律ではないことにかんがみ、多数の人を死傷する等の事案に伴い発生した災害に対処するため、「災害対策基本法」に基づく市災害対策本部を設置した場合において、その後、政府において事態認定が行われ、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合には、直ちに市対策本部を設置し、市災害対策本部を廃止する。

## 3 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが当該市に関して市対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、初動連絡体制をとり、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、当該市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

## 第2章 市対策本部の設置等

### 1 市対策本部の設置

(1) 市対策本部を設置する場合については、以下の手順により行う。

ア 市対策本部を設置すべき市の指定

市長は、内閣総理大臣から、知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

イ 市対策本部の設置

市長は、指定の通知を受けたときは、直ちに市対策本部を設置する。

なお、事前に初動連絡体制又は市災害対策本部を設置していた場合は、市対策本部に切り替えるものとする。

ウ 市対策本部員、市対策本部職員の参集等

市対策本部を設置した場合には、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、携帯電話等を活用し、市対策本部等に参集するよう連絡する。

なお、その他の職員を含めた参集体制は、別に定める。

エ 市対策本部の開設

市対策本部職員は、市役所西館に市対策本部を開設するとともに、市対策本部長は、直ちに、知事、その他関係機関に対して、市対策本部を設置した旨を通知する。

オ 本部の代替機能の確保

市は、市対策本部が被災した場合など市対策本部を市役所西館内に設置できない場合に備え、以下のとおり市対策本部の予備施設を指定する。

また、市外への避難が必要で、市内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

- ・市役所本館
- ・市立図書館
- ・御前崎市消防署白羽出張所
- ・御前崎市文化会館
- ・御前崎市民会館

(2) 市対策本部の組織及び所掌事務

市対策本部の組織及び所掌事務については、地域防災計画資料編に定める。

(3) 市対策本部における広報

市は、住民に正しい情報を正確かつ迅速に提供し、民心の安定を図るとともに、的確な国民保護措置がなされるよう必要な広報について定める。

広報の際には、高齢者、障害のある人、外国人等に配慮する。

#### (4) 市現地対策本部の設置

市対策本部の設置場所と被災現地との間の連絡調整、被災現地における機動的かつ迅速な措置の実施を図るため、市長は、市現地対策本部を設置することができる。

#### (5) 市対策本部長の総合調整等

市対策本部長は、国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、以下に掲げる措置を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

##### ア 国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

##### イ 県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、特に必要があると認めるときは、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求めることができる。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に関係する機関等、要請の趣旨を明らかにする。

なお、県対策本部長が総合調整を行う場合には、市長は、県対策本部長に対して意見を述べることができる。

##### ウ 情報の提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求めることができる。

##### エ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、関係機関に対し、国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。

##### オ 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

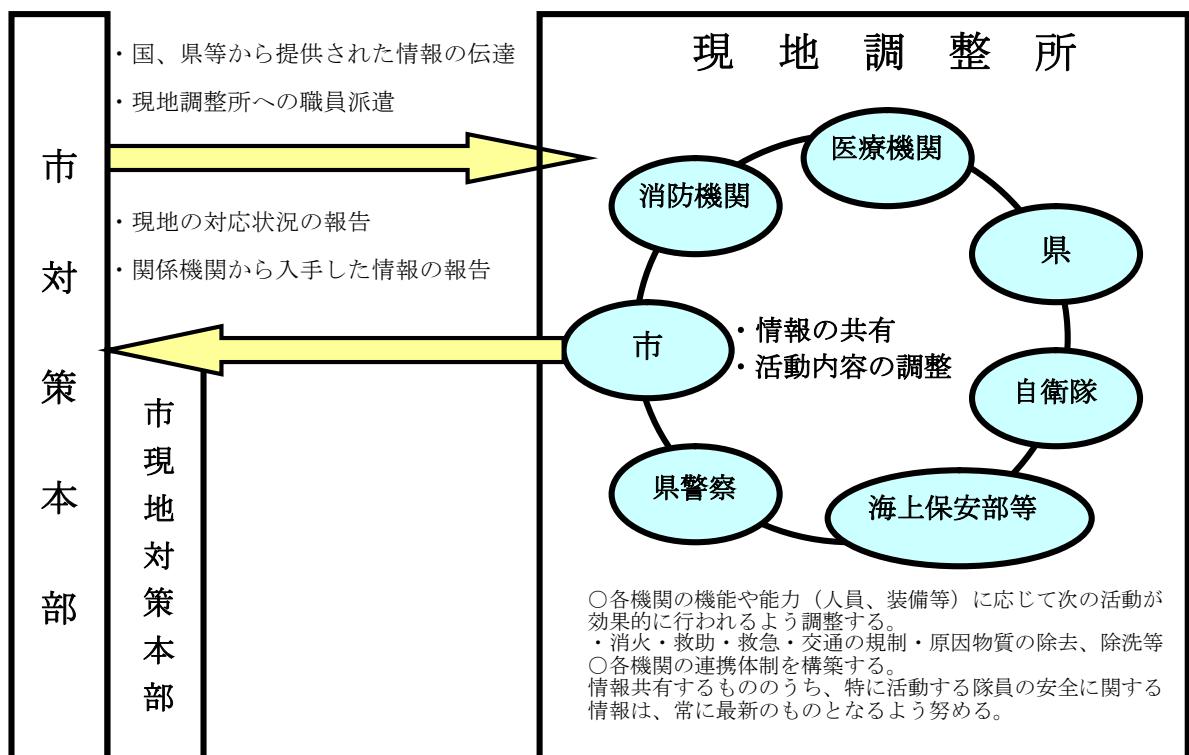
この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

#### (6) 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

## 2 現地調整所

- (1) 市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、県警察、海上保安部等、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、関係機関との情報共有及び活動調整を行うため、現地調整所を設置する。（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣する。）



- (2) 事態発生の現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置する。
- (3) 関係機関の連携の強化を図るために、現場レベルにおける各機関の代表者が、情報共有や活動調整を定時又は随時に行う。
- (4) 現地における最新の情報を、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全を確保する。

### 3 通信の確保

#### (1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系市防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、LGWAN（総合行政ネットワーク）、同報系無線、地域防災無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

#### (2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行い、支障が生じた場合には、当該情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、その旨を直ちに総務省に連絡する。

#### (3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

## 第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他関係機関と相互に密接に連携する。

### 1 国・県の対策本部等との連携

市は、各種の調整や情報共有を行うなど県の対策本部及び、県を通じ国の対策本部と密接な連携を図る。

また、市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図ることとするが、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

なお、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。

### 2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

#### (1) 知事等への措置要請

市長は、市内における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市長は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

#### (2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市長は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

#### (3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市長は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市長は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り具体的に明らかにする。

### 3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

#### (1) 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。

また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めが

できない場合は、努めて当該区域を担当区域とする地方協力本部長又は当該市の協議会の委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする方面総監、海上自衛隊にあっては当該区域を警戒区域とする地方総監、航空自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする航空方面隊司令官等を介し、防衛大臣に連絡する。

(2) 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第76条）並びに治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

#### 4 他の市町長等に対する応援の要求、事務の委託

##### (1) 他の市町長等への応援の要求

- ア 市長は、国民保護措置を実施するため、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにした上で、他の市町長等に対して応援を求める。
- イ 市長は、応援を求める市（町）との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

##### (2) 県への応援の要求

市長等は、国民保護措置を実施するため、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

##### (3) 他の地方公共団体に対する事務の委託

ア 市が、国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、その事務又は市長等の権限に属する事務の一部を他の地方公共団体に委託する。  
この場合、以下の事項を明らかにして委託を行う。

- ・委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- ・委託事務に要する経費の支弁の方法
- ・その他必要な事項

イ 市は、他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

#### 5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

(1) 市長は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。

- (2) 市長は、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あっせんを求める。

## 6 市の行う応援等

### (1) 他の市町に対して行う応援等

ア 市長は、他の市町長から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

イ 市は、他の市町から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、その内容を公示するとともに、知事に届け出る。

また、市長は、速やかにその旨を議会に報告する。

### (2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援

市長は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援に応ずるだけの余力がない場合など正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

## 7 自主防災組織に対する支援

市は、自主防災組織により行われる警報の内容の伝達、避難住民の誘導等国民保護措置に資するための自発的な活動に対し、適切な情報や活動に係る資機材の提供等必要な支援を行う。

## 8 ボランティア活動への支援等

市は、県と連携して、国民保護措置の実施においては、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの受付・活動場所のあっせん及び配置調整等を行うための体制の確保等に努める。

この場合において、ボランティア活動の安全の確保のため、被災地の状況などについて、適宜、情報提供する。

## 9 住民への協力要請

市は、国民保護措置を実施するに当たり、必要があると認めるときは、住民に対し、以下に掲げる援助について協力を要請する。

この場合、その協力は、自発的な意思にゆだねられるものであって、その要請に当たって強制にわたらないように留意するとともに、協力者の安全確保に十分配慮する。

### (1) 避難住民の誘導に必要な援助

避難住民を誘導する市の職員、消防吏員又は消防団員は、必要があると認めるときは、避難住民その他の者に対し、避難住民の誘導に必要な援助について協力を要請する。

協力を要請する内容は、住民避難の誘導、移動中における食品等の配布、高齢者、障害のある人等自ら避難することが困難な者の避難の介助等とする。

#### (2) 避難住民等の救援に必要な援助

知事から救援の実施に関する事務の委任の通知を受け公示がなされたときは、市長及び市の職員並びに御前崎市消防長（以下「消防長」という。）及び御前崎市消防団団長（以下「消防団長」という。）は、必要があると認めるときは、救援を必要とする避難住民等及びその近隣の者に対し、救援に必要な援助について協力を要請する。

協力を要請する内容は、避難所における食品、生活必需品の配布等とする。

#### (3) 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施に必要な援助

市長若しくは消防吏員その他の市町の職員は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、住民に対し、その実施に必要な援助について協力を要請する。

#### (4) 保健衛生の確保の実施に必要な援助

市長又は市の職員は、武力攻撃災害の発生により住民の健康の保持又は環境衛生の確保に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、住民に対し、その実施に必要な援助について協力を要請する。

協力を要請する内容は、健康診断、感染症の動向調査、水道水の水質検査及び防疫活動の実施の補助等とする。

## 第4章 警報及び避難の指示等

### 第1 警報の伝達等

#### 1 警報の内容の伝達

##### (1) 警報の内容の伝達

市長は、知事から警報の内容の通知を受けたときは、市国民保護計画であらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体（町内会等）に警報の内容を伝達する。

##### (2) 警報の内容の通知

ア 市長は、当該市の他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、市立病院、など）に対し、警報の内容を通知する。

イ 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページ（<https://www.city.omaezaki.shizuoka.jp/>）に警報の内容を掲載する。

#### 2 警報の内容の伝達方法

##### (1) 警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等を活用し、地方公共団体に伝達される。市長は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により情報を伝達する。

ア 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に当該市が含まれる場合

同報系防災行政無線により国が定めたサイレン音を最大音量で吹鳴して住民に注意喚起するとともに、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知するものとする。

イ 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に当該市が含まれない場合

原則として、サイレン音は使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載等の手段により、周知を図るものとする。

※ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。

##### (2) 市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

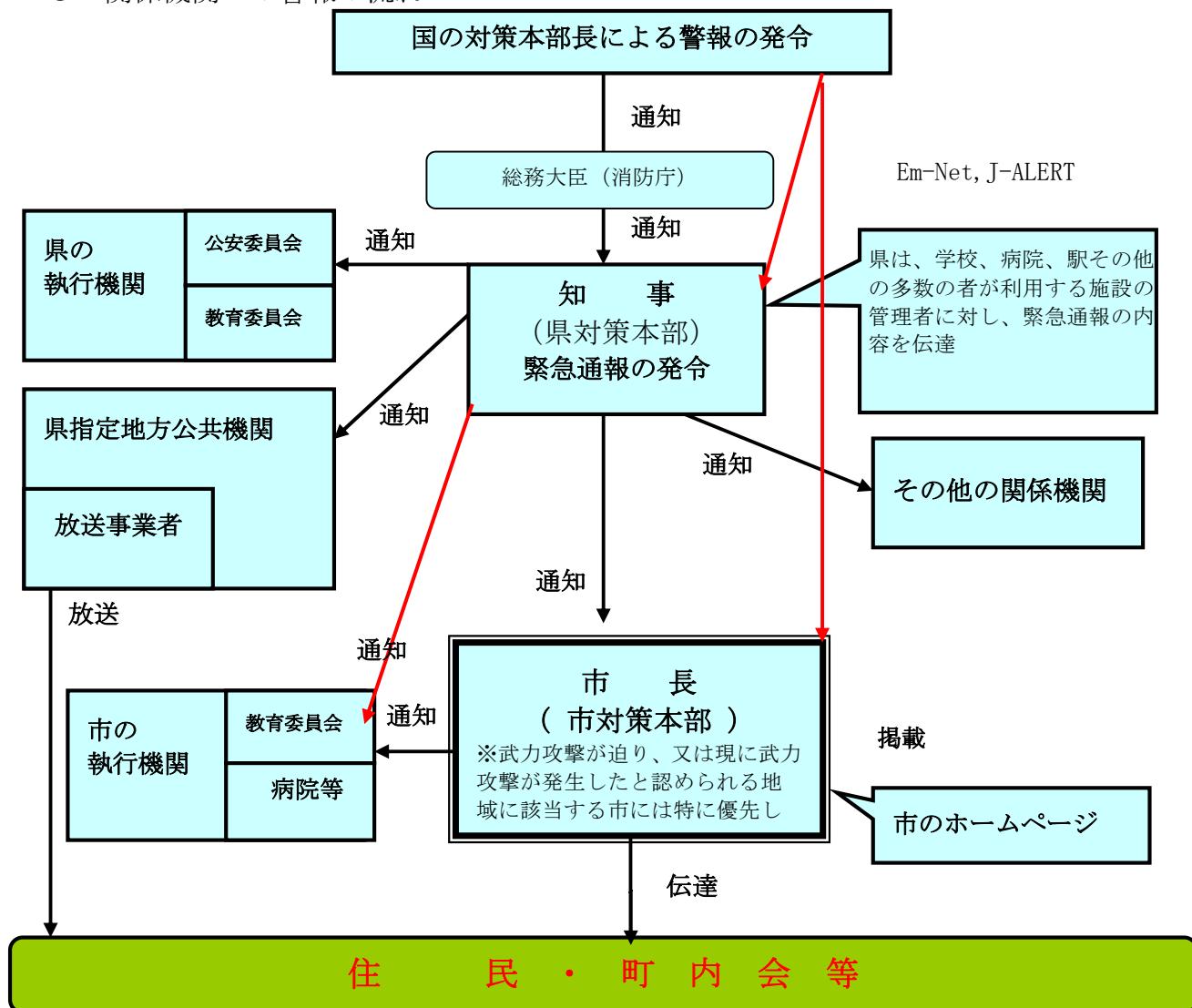
この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等によ

る伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行われるように配意する。

また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

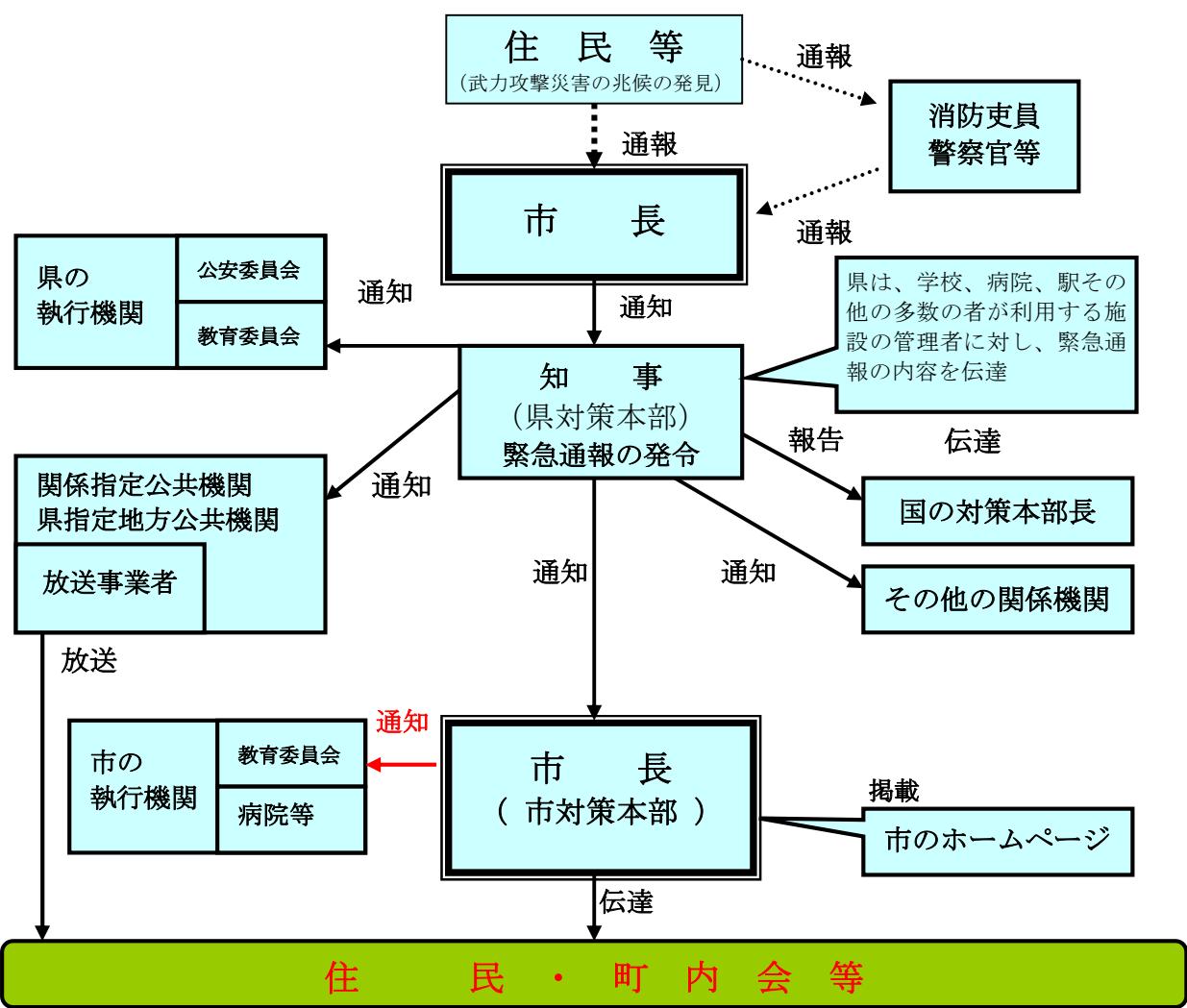
- (3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について、防災・福祉部局との連携の下で、避難行動要支援者名簿を活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。
- (4) 警報の解除の伝達については、原則として、サイレン音は使用せず、同報系防災行政無線やホームページへの掲載等の手段により、周知するものとする。
- (5) 警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等を活用し、地方公共団に伝達される。市長は全国瞬時警報システム（J-ALERT）と連携している情報伝達手段等により情報を伝達する。

### 3 関係機関への警報の流れ



#### 4 緊急通報の伝達及び通知

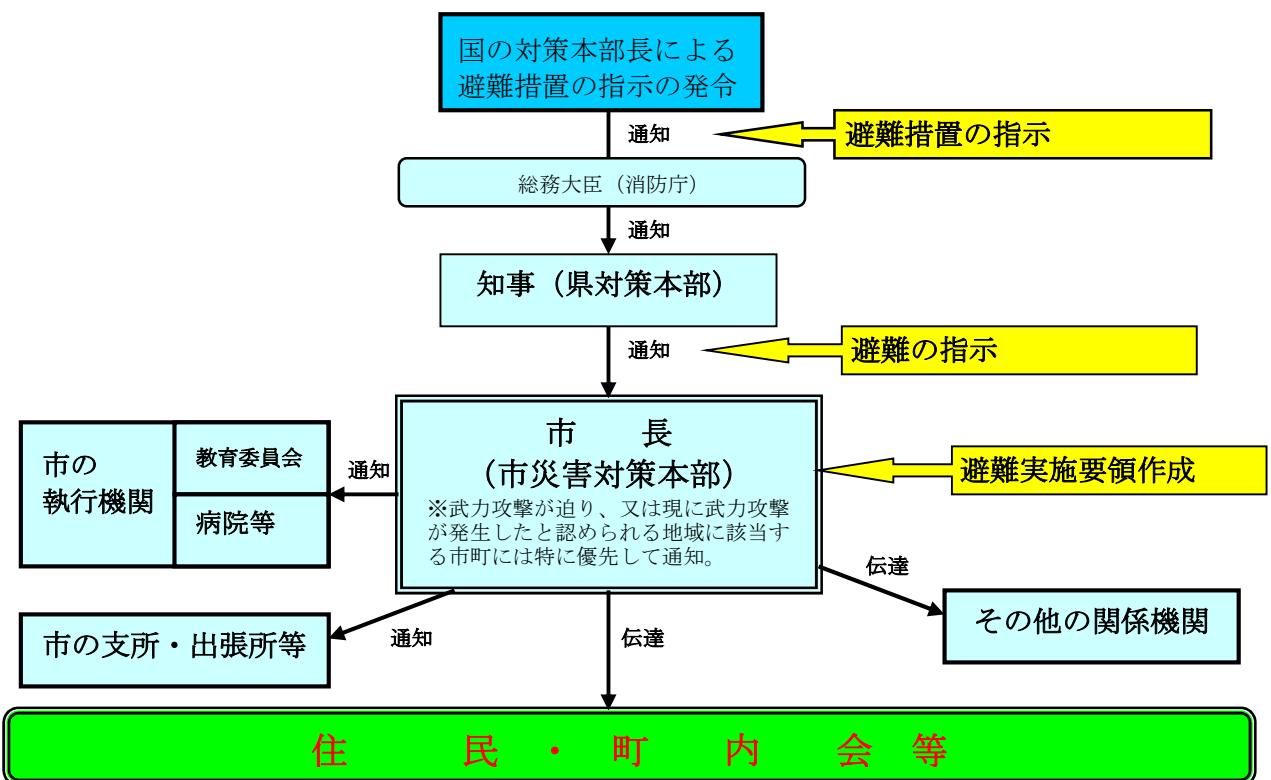
- (1) 国の警報の発令がなされる前に、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、知事は速やかに緊急通報を発令することとされていることから、武力攻撃災害の兆候を発見した住民等から通報を受けた市長（通報を受けた消防吏員、警察官等は速やかにその旨を市長に通報する。）は、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかに知事に通報する。
- (2) 知事が発令した緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。
- (3) 関係機関への緊急通報の流れ



## 第2 避難住民の誘導等

### 1 避難の指示の通知・伝達

- (1) 市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- (2) 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。
- (3) 関係機関への避難の指示の流れ



※市長は、避難の指示受領後、速やかに避難実施要領を作成し、上記と同様に通知・伝達を行う。

### 2 避難実施要領の策定

#### (1) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、県、県警察等関係機関の意見を聴いて、直ちに、避難実施要領を定めるものとする。

この場合、あらかじめ作成した避難実施要領のパターンを活用するものとする。

また、避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

避難実施要領に定める事項は次のとおりである。

- ア 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- イ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ウ その他避難の実施に関し必要な事項

## (2) 避難実施要領を定める際の主要な留意事項

- ア 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位  
避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、町内会、事業所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。
- イ 避難先  
避難先の施設名及び住所を可能な限り具体的に記載する。
- ウ 一時集合場所及び集合方法  
避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の名称及び所在地を可能な限り具体的に明示するとともに、集合方法を記載する。
- エ 集合時間等  
避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。
- オ 集合に当たっての留意事項  
集合後の町内会や近隣住民間での安否確認、高齢者、障害のある人、乳幼児等への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。
- カ 避難の手段及び避難の経路  
集合後に実施する避難の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難の詳細を可能な限り具体的に記載する。
- キ 市職員、消防職員及び消防団員の配置等  
避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、関係市職員、消防職員及び消防団員の配置並びに担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。
- ク 高齢者、障害のある人その他特に配慮を要する者への対応  
高齢者、障害のある人、乳幼児等、自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。
- ケ 要避難地域における残留者の確認  
要避難地域に残留者がいないよう、残留者の確認方法を記載する。
- コ 避難誘導中の食料等の支援  
避難誘導中に避難住民へ、食料・飲料水・医療・情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、それら支援内容を記載する。
- サ 避難住民の携行品、服装  
避難住民の必要最低限の携行品や服装について記載する。
- シ 緊急連絡先等  
避難誘導からの離脱等問題が発生した際の緊急連絡先等を記載する。

### (3) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

#### ア 避難の指示の内容の確認

(地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)

#### イ 事態の状況の把握（警報の内容や被災情報の分析）

(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)

#### ウ 避難住民の概数把握

#### エ 誘導の手段の把握（屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難（運送事業者である指定地方公共機関等による運送））

#### オ 輸送手段の確保の調整（県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定）

#### カ 避難行動要支援者の避難方法の決定（避難行動要支援者名簿、避難行動要支援者支援班の設置）

#### キ 避難経路や交通規制の調整（具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整）

#### ク 職員の配置（各地域への職員の割り当て）

#### ケ 関係機関との調整（現地調整所の設置、連絡手段の確保）

#### コ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整（県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応）

### (4) 国の対策本部長による利用指針の調整

市長は、武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関し、住民避難などの国民保護措置と、武力攻撃を排除するために必要な自衛隊及び米軍の行動等が競合するときは、国の対策本部長による利用指針の策定に係る調整がされるよう、当該状況について県を通じて、国の対策本部に連絡する。

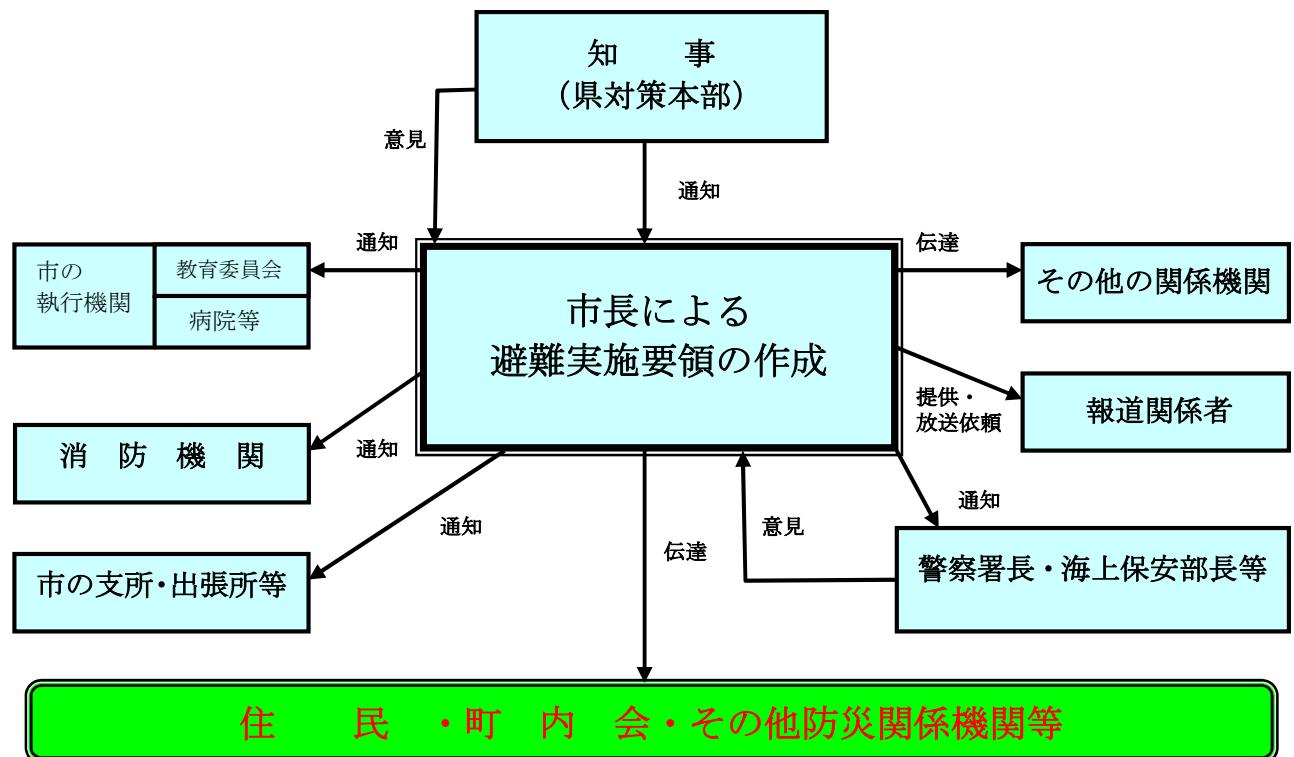
### (5) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、市を管轄する消防長、警察署長、海上保安部長又は海上保安署長及び自衛隊地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供し、放送について依頼する。

## (6) 市長から関係機関への避難実施要領の流れ



## 3 避難住民の誘導

### (1) 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。この場合、避難実施要領に基づき町内会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。

また、市長は、避難実施要領に基づき、避難経路に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、避難誘導員が、避難経路において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

### (2) 消防機関の活動

ア 消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

イ 消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

(3) 武力攻撃事態の類型等に応じた住民避難

ア 弹道ミサイルによる攻撃の場合

- ・市長は、避難の指示に基づき住民を屋内に避難させる。  
その場合、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、準地下街等の地下施設に避難させる。
- ・市長は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動を取ることができるように、国（内閣官房、消防庁等）が作成する各種資料等を活用し、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について、平素から周知に努めるものとする。
- ・市長は、弾道ミサイルの弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋内から屋外に出ることは、危険を伴うことから、屋内避難を継続するとともに、被害内容が判明後、県からの避難指示の内容を踏まえ、避難実施要領を作成し、他の安全な地域への避難等の措置を行う。
- ・航空機による急襲的な航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

※ 弹道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、市（町村）は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるように、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、すべての市（町村）に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。

イ ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

- ・市長は、知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施する。

この場合において、市長は移動の安全が確保されないと判断するときは、身体への直接の被害を避けるために、屋内に一時的に避難させる。

- ・市長は、ゲリラによる急襲的な攻撃により、知事による避難の指示を待ついたまがない場合には、当該攻撃が行われた現場における被害の状況に照らして、退避の指示、警戒区域の設定等を行い、危険な地域への一般住民の立入禁止を徹底する。

ウ 着上陸侵攻の場合

- ・市長は、大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難は、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となるため、国の総合的な方針に基づく避難措置の指示を踏まえて、対応する。

(4) 武力攻撃原子力災害における住民避難

市長は、国の対策本部長による専門的な分析や判断を踏まえた避難措置の指示及び知事による避難の指示に基づいて、御前崎市地域防災計画（以下「市地域防災計画」という。）に準じ避難を適切に行う。

(5) N B C 攻撃の場合

市長は、国の対策本部長によるN B C 攻撃の特性に応じた当該避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえ、避難を行うものとする。この場合において、避難誘導する者の防護服の着用や風下方向を避けて避難を行うことなどに留意して避難を適切に行うものとする。

(6) 地域特性に応じた住民避難

ア 人口集中地区における住民の避難

人口集中地区の住民を避難させる必要が生じた場合、市長は、避難の準備が整っている場合を除いて、まず直ちに近傍の屋内への避難の指示を行い、その後の事態の推移に応じて適切な指示を行うなど、混乱発生の防止に努める。

イ 中山間地域など交通機関が限られている地域での住民避難

中山間地域など公共交通機関が限られている地域においては、市長は、知事による避難の指示により、避難の交通手段として自家用車等を使用することができるものとする。

ウ 大規模集客施設等における当該施設滞在者の避難

大規模集客施設や旅客輸送関連施設についても、市長は、知事による避難の指示により、避難の交通手段として自家用車等を使用することができるものとする。

(7) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、当該市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、海上保安部長等又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

(8) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や町内会等に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

この場合、その協力は自発的な意思にゆだねられるものであって、その要請に当たって強制にわたらないよう留意するとともに、協力者の安全確保に十分配慮する。

(9) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供等を行う。

市長は、避難住民に対して、事態の状況等必要な情報を適時適切に提供する。

(10) 高齢者、障害者等への配慮

市長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、避難行動要支援者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする（「避難行動要支援者名簿」を活用しながら対応を行う。その際、民生委員と社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。）。

（ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることが多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。）

(11) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(12) 避難所等における安全確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力をを行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応する。

(13) 動物の保護等に関する配慮

市は、国の「動物の保護等に関する地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室、農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」に基づき、所要の措置を講ずるよう努める。

(14) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(15) 県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療及び情報等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

この場合、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に配慮する。  
また、避難住民の誘導の要請が他の市町と競合する場合、広域的観点から調整が必要なときは、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。  
市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

#### (16) 避難住民の運送の求め等

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求めることができる。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知する。

当該要請に当たっては、警報の内容等に照らし、当該機関の安全が確保されていることを確認するとともに、安全確保のため、当該機関に対し、武力攻撃の状況についての必要な情報の提供を行う。

#### (17) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

### 4 避難先地域の指定を受けた場合の対応

市長は、避難先地域の指定が管轄区域内にある場合には、避難施設の開設や救援の準備等の避難住民の受け入れに必要となる措置を行う。

## 第5章 救援

### 1 救援の実施

#### (1) 救援の実施

市長は、知事から救援の実施に関する事務（応急仮設住宅を除く。）の委任の通知（実施すべき措置の内容及び期間）があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

ア 収容施設の供与

イ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

ウ 被服、寝具その他生活必需品等の給与又は貸与

エ 医療の提供及び助産

オ 被災者の搜索及び救出

カ 埋葬及び火葬

キ 電話その他の通信設備の提供

ク 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

ケ 学用品の給与

コ 死体の搜索及び処理

サ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

#### (2) 救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

### 2 関係機関との連携

#### (1) 県への要請

市長は、救援に当たって必要となる、食料、飲料水、医療等の提供などにおいて対応が難しいと判断した場合、知事に必要な支援を求めるとともに、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の都道府県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

#### (2) 他の市町との連携

市長は、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町との調整を行うよう要請する。

#### (3) 日本赤十字社との連携

市長は、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

#### (4) 緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

### 3 救援の内容

#### (1) 救援の基準等

市長は、知事から救援の実施に関する事務の委任の通知を受け公示がなされたときは、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年度内閣府省告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び市国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

#### (2) 救援における県との連携

市長は、平素から準備した基礎的な資料を参考に、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、N B C攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

#### (3) 救援に当たっての留意事項

市長は、救援の実施に際しては、おおむね以下の点に留意して行うものとする。

##### ア 収容施設の供与

- ・避難所の候補の把握（住民を収容可能な学校、公民館等公的施設、社会福祉施設、設置可能な仮設小屋、天幕等とその用地の把握）
- ・仮設トイレの設置及び清掃・消毒等の適切な管理
- ・避難所におけるプライバシーの確保への配慮
- ・高齢者、障害のある人その他特に配慮を要する者に配慮した避難所の供与
- ・老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者、障害のある人その他特に配慮を要する者を収容する長期避難住宅等の供与
- ・収容期間が長期にわたる場合の対応（長期避難住宅等（賃貸住宅、宿泊施設の居室等を含む。）とその用地の把握）
- ・長期避難住宅等の設置のための資機材等に不足が生じた場合の対応
- ・提供対象人数及び世帯数の把握

##### イ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給並びに被服、寝具その他生活必需品の給与及び貸与

- ・食品、飲料水及び生活必需品等の備蓄物資の確認
- ・物資の供給体制の整備、流通網の確認、不足が生じた場合の国等への支援要請
- ・提供対象人数及び世帯数の把握
- ・引き渡し場所や集積場所の確認、運送手段の調達、物資輸送の際の交通規制

ウ 医療の提供及び助産

- ・医薬品、医療資機材、N B C 対応資機材等の所在の確認
- ・被災状況（被災者数、被災の程度等）の収集
- ・救護班の編成、派遣及び活動に関する情報の収集
- ・避難住民等の健康状態の把握
- ・利用可能な医療施設、医療従事者の確保状況の把握
- ・医薬品、医療資機材等が不足した場合の対応
- ・物資の引渡し場所や一時集積場所の確保
- ・臨時の医療施設における応急医療体制の確保

エ 被災者の搜索及び救出

- ・被災者の搜索及び救出の実施についての県警察、消防機関及び自衛隊、海上保安部等の関係機関との連携
- ・被災情報、安否情報等の情報収集への協力

オ 埋葬及び火葬

- ・墓地及び火葬場の被災状況、墓地の埋葬可能数及び火葬場の火葬能力等の把握
- ・埋葬及び火葬すべき遺体の所在等についての情報集約体制
- ・関係行政機関等との連携による墓地及び火葬場までの遺体の搬送体制の確保
- ・「広域火葬計画の策定について」（平成9年11月13日衛企第162号厚生省生活衛生局長通知）を踏まえた対応
- ・県警察及び海上保安部等との連携による身元の確認、遺族等への遺体の引渡し等の実施
- ・法第122条及び法施行令第34条の規定に基づき「墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）」における埋葬及び火葬の手続に係る特例が定められた場合の対応（厚生労働省が定める同法第5条及び第14条の特例）

カ 電話その他の通信設備の提供

- ・収容施設で保有する電話その他の通信設備等の状況把握
- ・電気通信事業者等との設置工事の実施等を含めた調整
- ・電話その他の通信設備等の設置箇所の選定
- ・高齢者、障害のある人等への対応

キ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

- ・住宅の被災状況の収集体制（被災戸数、被災の程度）
- ・応急修理の施工者の把握、修理のための資機材等の供給体制の確保
- ・住宅の応急修理時期や優先箇所の決定
- ・応急修理の相談窓口の設置

ク 学用品の給与

- ・児童生徒の被災状況の収集
- ・不足する学用品の把握
- ・学用品の給与体制の確保

ケ 死体の搜索及び処理

- ・死体の搜索及び処理の実施についての県警察、消防機関及び自衛隊、海上保安部等の関係機関との連携
- ・被災情報、安否情報の確認
- ・死体の搜索及び処理の時期や場所の決定
- ・死体の処理方法（死体の洗浄、縫合、消毒等、一時保存（原則既存の建物を利用）及び検案等の措置）
- ・死体の一時保管場所の確保

コ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

- ・障害物の除去の対象となる住居等の状況の収集
- ・障害物の除去の施工者との調整
- ・障害物の除去の実施時期
- ・障害物の除去に関する相談窓口の設置

4 救援の際の物資の売渡し要請等

市長は、知事から救援の実施に関する事務の委任の通知を受け公示がなされたときは、次の事務を実施する。

(1) 物資の売渡しの要請等

- ア 市長は、救援を行うため必要があると認めるときは、救援の実施に必要な物資（医薬品、食品、寝具その他法施行令で定める物資に限る。）であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの（以下「特定物資」という。）について、その所有者に対し、当該特定物資の売渡しを要請することができる。
- イ この場合において、特定物資の所有者が正当な理由がないのに要請に応じないときは、市長は、救援を行うため特に必要があると認めるときに限り、当該特定物資を収用することができる。
- ウ 市長は、救援を行うに当たり、特定物資を確保するため緊急の必要があると認めるときは、当該特定物資の生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者に対し、その取り扱う特定物資の保管を命ずることができる。
- エ 市長は、特定物資が緊急かつ大量に必要となる場合など、市内で当該特定物資が十分に確保することができない場合には、特定物資の売渡し要請、収用、保管命令に関し、知事に要請する。

## (2) 土地等の使用

- ア 市長は、避難住民等に収容施設を供与し、又は避難住民等に対する医療の提供を行うことを目的とした臨時の施設を開設するため、土地、家屋又は物資（以下「土地等」という。）を使用する必要があると認めるときは、当該土地等の所有者及び占有者の同意を得て、当該土地等を使用することができる。
- イ この場合において、土地等の所有者若しくは占有者が正当な理由がないのに同意をしないとき、又は土地等の所有者若しくは占有者の所在が不明であるため同意を求めることができないときは、市長は、避難住民等に収容施設を供与し、又は避難住民等に対する医療の提供を行うことを目的とした臨時の施設を開設するため特に必要があると認めるときに限り、同意を得ないで、当該土地等を使用することができる。

## (3) 公用令書の交付

市長は、特定物資の収用若しくは保管命令又は土地等の使用を行うときは、それぞれ公用令書を交付して行う。ただし、土地の使用に際して公用令書を交付すべき相手方の所在が不明である場合は、事後に交付する。

## (4) 立入検査等

- ア 市長は、特定物資の収用若しくは保管命令、又は土地等の使用のため、必要があるときは、職員に当該土地若しくは家屋又は当該特定物資を保管させる場所若しくは当該特定物資若しくは物資の所在する場所に立ち入り、当該土地、家屋又は特定物資若しくは物資の状況を検査させることができる。
- イ 市長は、特定物資を保管させたときは、当該保管を命じた者に対し必要な報告を求め、又はその職員に当該特定物資を保管させてある場所に立ち入り、当該特定物資の保管の状況を検査させることができる。
- ウ 職員が立ち入る場合においては、当該職員は、あらかじめ、その旨をその場所の管理者に通知しなければならない。
- エ この場合において、その職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

## (5) 医療の実施の要請等

- ア 市長は、大規模な武力攻撃災害が発生した場合において、避難住民等に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、医師、看護師その他の医療関係者に対し、その場所及び期間その他の必要な事項を示して、医療を行うよう要請することができる。
- イ 医療関係者が正当な理由がないのに要請に応じないときは、市長は、避難住民等に対する医療を提供するため特に必要があると認めるときに限り、当該医療関係者に対し、医療を行うべきことを指示することができる。この場合においては、その場所及び期間その他の必要な事項を書面で示す。
- ウ 市長は、医療関係者に医療を行うよう要請し、又は医療を行うべきことを指示するときは、当該医療関係者の安全の確保に関し十分に配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講じる。

## 第6章 安否情報の収集・提供

### 1 安否情報の収集

#### (1) 安否情報の収集

市長は、避難住民の誘導の際や避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理している医療機関、学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

また、安否情報の収集は、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、~~外国人登録原票等~~、市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

#### (2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力をを行うよう要請する。

この場合において、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

#### (3) 安否情報の整理

市長は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

### 2 県に対する報告

市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第1条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、安否情報システム等により県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などの報告を行う。

### 3 安否情報の照会に対する回答

#### (1) 安否情報の照会の受付

ア 市長は、住民からの安否情報の照会に対応するため、市対策本部に対応窓口を設置するとともに、安否情報の回答責任者を置く。

イ 市は、安否情報の照会窓口を設置した場合は、住民に周知する。

ウ 住民等からの安否情報の照会に係る様式は、安否情報省令の様式第4号による。

#### (2) 安否情報の回答

ア 市長は、住民等から安否情報について照会があったときは、当該照会が不当な目的によるものと認めるとき又は照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、速やかに回答する。

イ 市長は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を回答する。

ウ 住民への回答に係る様式は、安否情報省令の様式第5号による。

### (3) 個人の情報の保護への配慮

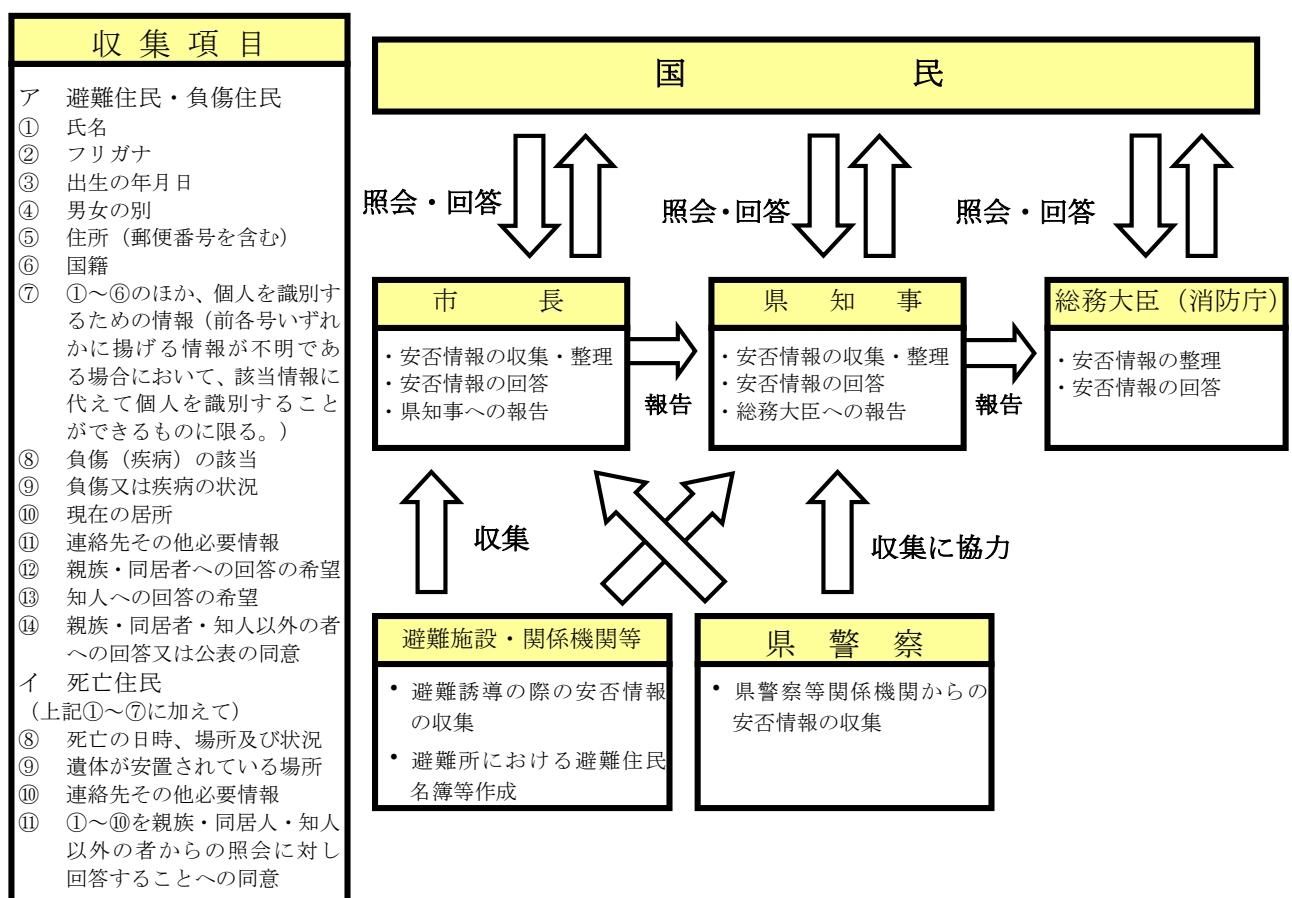
ア 市は、安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するとともに、安否情報データを確実に保管する等、その管理の徹底を図る。

イ 市は、安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報の回答責任者が判断する。

## 4 日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

## 5 安否情報の収集・整理・提供の主な流れ



## 第7章 武力攻撃災害への対処

### 第1 生活関連等施設の安全確保等

#### 1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

##### (1) 武力攻撃災害への対処

市長は、国や県等の関係機関と協力して、当該市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

##### (2) 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、N B C攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

##### (3) 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

#### 2 武力攻撃災害の兆候の通報

##### (1) 市長への通報

消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見等の武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。

##### (2) 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官又は海上保安官から通報を受けた場合には、速やかに、その旨を知事に通知する。

#### 3 生活関連等施設の安全確保

##### (1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集し、県に報告する。

## (2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

## (3) 市及び一部事務組合が管理する施設の安全確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、必要に応じ、県警察、海上保安部長等、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、一部事務組合の管理者に対して、可能な範囲で警備の強化等の安全確保のため必要な措置を講ずるよう要請する。

# 4 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

## (1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のため以下のアからウの措置を講ずべきことを命ずることができる。

なお、避難住民の運送などの措置において燃料等の当該物質が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

ア 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限

イ 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限

ウ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄

## (2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、警備の強化を命ずることができる。

また、市長は、(1)のアからウの措置を講ずるために必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求めることができる。

## 第2 武力攻撃原子力災害及びN B C攻撃による災害への対処等

### 1 武力攻撃原子力災害への対処

市は、原子力発電所が武力攻撃災害を受けた場合における周囲への影響にかんがみ、以下に掲げる措置を講ずる。

この場合において、原子力発電所は危険物質等の取扱所として生活関連等施設に該当することから、生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置もあわせて講ずる。

#### (1) 市地域防災計画に準じた措置の実施

市は、法その他の法律の規定に基づく武力攻撃原子力災害への対処に関する措置の実施に当たっては、原則として、市地域防災計画に準じた措置を講ずるとともに、武力攻撃原子力災害の特殊性をかんがみ、状況に応じて対処を行うものとする。

#### (2) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等

ア 市長は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を原子力発電所から受けたとき又は内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬に起因する場合にあっては、内閣総理大臣、原初力規制委員会及び国土交通大臣。以下同じ。）若しくは知事から通知を受けたときは、あらかじめ定めた連絡方法により、区域を所管する消防機関に連絡する。

イ 市長は、放射測定設備（モニタリングステーション等）による把握及び警察、消防機関等からの連絡により、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を原子力事業者、指定行政機関又は県より先に把握した場合には、直ちに原子力防災専門官へ連絡するとともに原子力事業者にその内容を確認し、放出又は放出のおそれがあると認めるときは、経済産業大臣（事業所外運搬に起因する場合にあっては、経済産業大臣及び国土交通大臣）及び知事に通報する。

ウ 市長は、国の対策本部長が、武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するため、応急対策の実施に係る公示を行い、知事からその通知を受けた場合には、警報の内容の通知に準じて、関係機関に通知する。

エ 市長は、知事から所要の応急対策を講すべき旨の指示を受けた場合は、区域を所管する消防機関に連絡するとともに、連携して応急対策を行う。

#### (3) モニタリングの実施

市は、県が行うモニタリングの実施について、状況に応じ、市地域防災計画に定められた措置に準じた措置を講ずる。

#### (4) 住民の避難

ア 市長は、知事が住民に対し避難の指示を行った場合には、当該指示等の内容

を踏まえ、避難実施要領を策定し、住民の避難誘導を行う。

(ア) 予防的防護措置を準備する区域（P A Z）に相当する地域については、直ちに他の地域への避難を指示するものとする。ただし、武力攻撃の状況にかんがみ必要があると認めるときは、屋内避難を指示するものとする。

(イ) 屋内退避については、コンクリート建屋への屋内退避が有効であるとに留意するものとする。

イ 市長は、原子力事業者からの通報内容、モニタリング結果等を勘案し、事態の状況により避難の指示を待ついとまがない場合は、その判断により、地域の住民に対し、退避を指示し、その旨を知事に通知する。

#### (5) 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携

ア 国の現地対策本部は、原則として緊急事態応急対策等拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）に設置される。なお、武力攻撃原子災害による被害の状況又は、武力攻撃の排除等との調整の必要に応じ、県庁等に設置される。

イ 国の現地災害対策本部は、オフサイトセンター等において、応急対策実施区域を統括する地方公共団体の対策本部等とともに、武力攻撃原子力災害合同対策協議会を組織することとされており、国の現地対策本部長により主導的に運営されるほか、防災基本計画（原子力災害対策編）の定めの例により行われる。

ウ 市は、武力攻撃原子力災害合同対策協議会に職員を派遣するなど、同協議会と必要な連携を図る。

エ 市は、武力攻撃原子力災害合同対策協議会において、モニタリング結果、医療関係情報、住民の避難及び退避の状況の報告等必要な情報提供を行うとともに、国の対処方針や被害状況、応急措置の実施状況等の情報を共有し、専門家等の助言を受けて、必要な応急対策を講ずる。

#### (6) 国への措置命令の要請等

市長は、住民の生命、身体及び財産を保護するために、武力攻撃原子力災害の発生等を防止する必要があると認めるときは、知事に対し、関係する指定行政機関の長が、必要な措置を講すべきことを命令するように知事が要請するよう求める。

また、市長は、必要に応じ、知事に対し、生活関連等施設に係る規定に基づき、原子力事業者が安全確保のために必要な措置を講ずるよう知事が要請するよう求める。

#### (7) 安定ヨウ素剤の服用

市長は、安定ヨウ素剤の予防服用の実施等については、市地域防災計画等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

#### (8) 避難退域時検査及び簡易除染の実施

市長は、避難の際の住民等に対する避難退域時検査及び簡易除染の実施については、市地域防災計画等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

(9) 飲食物の摂取制限等

市長は、必要に応じ、飲食物の摂取制限等の措置については、地域防災計画等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

(10) 職員の安全の確保

市長又は消防長は、武力攻撃原子力災害に係る情報について、武力攻撃原子力災害合同対策協議会等において積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる職員の安全の確保に配慮する。

## 2 N B C 攻撃による災害への対処

市は、N B C 攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による対処基本方針を踏まえた対応を行うことを基本とする。

それに加えて、対処の現場における初動的な応急措置を以下のとおり講ずる。

(1) 国の方針に基づく措置の実施

市長は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の対処基本方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(2) 応急措置の実施

市長は、N B C 攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

また、職員の安全を図るための措置を講じた上で、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(3) 関係機関との連携

市は、N B C 攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、海上保安部等、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

この場合、必要により現地調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、知事に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

市は、N B C 攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、そ

それぞれ以下の措置を講ずる。

その際、市は、措置に当たる要員の防護服着用や被ばく線量の管理等の安全の確保に配慮する。

ア 核攻撃等の場合

- ・市長は、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。
- ・市長は、警戒区域の設定等の措置を講ずる。

イ 生物剤による攻撃の場合

- ・市は、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集を行う。
- ・市は、患者の移送を実施する。
- ・市長は、警戒区域の設定等の措置を講ずる。

ウ 化学剤による攻撃の場合

- ・市は、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集を行う。
- ・市は、患者の移送を実施する。
- ・市長は、警戒区域の設定等の措置を講ずる。

(5) 市長の講ずる措置

ア 市長講ずる措置

市長は、知事より汚染の拡大を防止するため、協力の要請があった場合において、県警察等関係機関と調整しつつ、以下の表に掲げる措置を講ずる。

法第108条第1項	対象物件等	措置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 <ul style="list-style-type: none"><li>・移動の制限</li><li>・移動の禁止</li><li>・廃棄</li></ul>
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 <ul style="list-style-type: none"><li>・使用の制限又は禁止</li><li>・給水の制限又は禁止</li></ul>
3号	死体	<ul style="list-style-type: none"><li>・移動の制限</li><li>・移動の禁止</li></ul>
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	<ul style="list-style-type: none"><li>・廃棄</li></ul>
5号	建物	<ul style="list-style-type: none"><li>・立入りの制限</li><li>・立入りの禁止</li><li>・封鎖</li></ul>
6号	区域又は場所	<ul style="list-style-type: none"><li>・交通の制限</li><li>・交通の遮断</li></ul>

#### イ 措置の手続き

- (ア) 市長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる措置を講ずるときは、当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等という。）に対し、以下に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人に通知する。
- ・当該措置を講ずる旨
  - ・当該措置を講ずる理由
  - ・当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体
  - ・当該措置を講ずる時期
  - ・当該措置の内容
- (イ) 市長は、上記表中の第5号及び第6号に掲げる措置を講ずるときは、適当な場所に以下に掲げる事項を掲示する。ただし、当該事項を掲示しないで当該措置を講すべき差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。
- ・当該措置を講ずる旨
  - ・当該措置を講ずる理由
  - ・当該措置の対象となる建物、区域又は場所
  - ・当該措置を講ずる時期
  - ・当該措置の内容

### 第3 応急措置等

#### 1 退避の指示

##### (1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急の必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し、）関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

また、N B C攻撃と判断されるような場合には、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、外気から接触が少ない屋内の場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき、又は敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるときは、屋内への退避を指示する。

##### (2) 退避の指示に伴う措置

ア 市長は、退避の指示を行ったときは、市防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

イ 市長は、知事、警察官、海上保安官等から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

##### (3) 安全の確保等

ア 市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察及び海上保安部等、自衛隊等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

イ 市の職員並びに消防職員及び消防団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて県警察、海上保安部等、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

ウ 市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

## 2 警戒区域の設定

### (1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとときは、警戒区域の設定を行う。

### (2) 警戒区域設定に伴う措置等

ア 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、海上保安部等、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

イ 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

ウ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、海上保安部等、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。

エ 市長は、知事、警察官等から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

### (3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

## 3 応急公用負担等

### (1) 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

## (2) 応急公用負担

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、以下に掲げる措置を講ずる。

ア 他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用する。

イ 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置を行う。この場合、工作物等を除去したときは、当該工作物等を保管する。

## 4 消防等に関する措置等

### (1) 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

### (2) 消防機関の活動

消防機関は、法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職員及び消防団員の活動上の安全確保に配意しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

### (3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、当該市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

### (4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

### (5) 消防の応援の受け入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集すると

とともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れについて必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保

ア 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないよう、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、消防機関、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

イ その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、海上保安部等、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。

ウ 市長は、被災地以外の知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。

エ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

オ 市長、消防長又は水防管理者は、特に現場で活動する消防職員及び消防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

## 第8章 被災情報の収集及び報告

- (1) 市は、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- (2) 市は、情報収集に当たっては消防機関、県警察、海上保安部等との連絡を密にする。
- (3) 市長は、被災情報の収集に当たっては、知事及び消防庁に対し「火災・災害等即報要領」（昭和 59 年 10 月 15 日消防災第 267 号消防庁長官通知）に基づき別に定める様式により報告する。

## 第9章 保健衛生の確保その他の措置

### 1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、市地域防災計画に準じて、以下に掲げる措置を実施する。

#### (1) 保健衛生対策

市は、避難先地域において、県と連携し保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

この場合において、高齢者、障害のある人その他特に配慮を要する者的心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

#### (2) 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を講ずる。

#### (3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするために、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

#### (4) 飲料水衛生確保対策

ア 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について、住民に対して情報提供を実施する。

イ 市は、市地域防災計画の定めに準じて、飲料水の供給体制を整備する。

ウ 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して飲料水の緊急応援にかかる要請を行う。

#### (5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

## 2 廃棄物の処理

### (1) 廃棄物処理対策

市は、市地域防災計画に準じた措置を講ずる。この場合「災害廃棄物対策指針」（平成30年3月環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室作成）、「一般廃棄物処理に関する災害時等の相互援助に関する協定書」（平成13年締結）等を参考とする。

市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、自ら他市町等に対し応援等にかかる要請を行うとともに、必要に応じて県に対して他の市町との応援等にかかる要請を行う。

### (2) 廃棄物処理の特例

ア 市長は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準により、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせることができる。

イ 市長は、アにより廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

# 第10章 国民生活の安定に関する措置

## 1 生活関連物資等の価格安定

市長は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

## 2 避難住民等の生活安定等

### (1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助を実施又は支援するとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等について関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

### (2) 市税の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類の提出、納付又は納入に関する期間の延期並びに市税（延滞金を含む。）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

## 3 生活基盤等の確保

### (1) 水の安定的な確保

市は、武力攻撃を受けた場合、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

### (2) 公共的施設の適切な管理

下水道及び道路の管理者である市は、当該公共的施設を適切に管理する。

# 第11章 特殊標章等の交付及び管理

## 1 法で規定される特殊標章等

### (1) 特殊標章等の交付及び管理

ア 市長、消防長及び水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知）」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付又は使用させる。

#### (ア) 市長

- ・ 市の職員（消防長の所轄の消防職員並びに水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・ 消防団長及び消防団員
- ・ 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

#### (イ) 消防長

- ・ 消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・ 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

#### (ウ) 水防管理者

- ・ 水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で国民保護措置に関わる職務を行うもの
- ・ 水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

### (2) 特殊標章等

#### ア 特殊標章

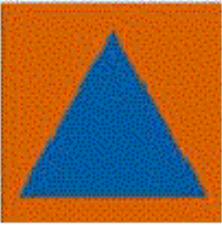
第一追加議定書（1949年8月21日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）を言う。以下同じ。）第66条3に規定される特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）

#### イ 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり）

#### ウ 識別対象

国民保護関係者、保護のために使用される場所等

表面	裏面																														
 オレンジ色 地に青の正 三角形	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">身長/Height</td> <td style="width: 33%;">瞳の色/Eyes</td> <td style="width: 33%;">頭髪の色/Hair</td> </tr> <tr> <td colspan="3">その他の特徴又は情報 Other distinguishing marks or information:</td> </tr> <tr> <td colspan="3">血型/Blood type</td> </tr> <tr> <td colspan="3">-----</td> </tr> <tr> <td colspan="3">-----</td> </tr> <tr> <td colspan="3">-----</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center; padding-top: 10px;">所持者の写真 PHOTO OF HOLDER</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right; padding-bottom: 5px;">交付等の年月日/Date of issue</td> <td style="text-align: right; padding-bottom: 5px;">証明書番号/No. of card</td> <td style="text-align: right; padding-bottom: 5px;">許可権者の署名/Signature of issuing authority</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: right; padding-bottom: 5px;">有効期間の満了日/Date of expiry</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right; padding-bottom: 10px;">印/Stamp</td> <td colspan="2" style="text-align: right; padding-bottom: 10px;">所持者の署名/Signature of holder</td> </tr> </table>	身長/Height	瞳の色/Eyes	頭髪の色/Hair	その他の特徴又は情報 Other distinguishing marks or information:			血型/Blood type			-----			-----			-----			所持者の写真 PHOTO OF HOLDER			交付等の年月日/Date of issue	証明書番号/No. of card	許可権者の署名/Signature of issuing authority	有効期間の満了日/Date of expiry			印/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	
身長/Height	瞳の色/Eyes	頭髪の色/Hair																													
その他の特徴又は情報 Other distinguishing marks or information:																															
血型/Blood type																															
-----																															
-----																															
-----																															
所持者の写真 PHOTO OF HOLDER																															
交付等の年月日/Date of issue	証明書番号/No. of card	許可権者の署名/Signature of issuing authority																													
有効期間の満了日/Date of expiry																															
印/Stamp	所持者の署名/Signature of holder																														

(日本工業規格 A7 (横74ミリメートル、縦105ミリメートル))

### 国民保護措置に係る職務等を行う者用の身分証明書のひな型

## 2 特殊標章等及び赤十字標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

## 第4編 復旧等

### 第1章 応急の復旧

#### 1 基本的考え方

##### (1) 市及び一部事務組合が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生したときには、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

また、市は、一部事務組合の管理者に対して、被害状況についての緊急点検と応急の復旧を要請する。

##### (2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、総務省にその状況を連絡する。

##### (3) 県に対する支援要請

市長は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認めるときには、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

#### 2 公共的施設の応急の復旧

##### (1) 市が管理する水道施設及び下水道施設の応急の復旧

市は、武力攻撃災害が発生したときには、市が管理する水道施設及び下水道施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

##### (2) 市が管理する輸送関連施設の応急の復旧

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

## 第2章 武力攻撃災害の復旧

### 1 基本的考え方

#### (1) 武力攻撃災害に対する復旧の考え方

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、国において整備される財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制等に従って県と連携して復旧を実施する。

#### (2) 市及び一部事務組合が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案して、当面の復旧の方向を定める。

また、市は、一部事務組合の管理者に対して、被害状況についての緊急点検と応急の復旧を要請する。

## 第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

### 1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国に対し負担金の請求を行う。

### 2 損失補償、損害補償

#### (1) 損失補償

市は、市により国民保護法に基づく武力攻撃災害への対処のため土地等の一時使用、又は土石、竹木等の使用の行政処分が行われたときは、通常生ずべき損失を補償する。

#### (2) 損害補償

市は、市による要請を受けて国民の保護のための措置の実施に必要な援助について協力した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償する。

### 3 県の総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

## 第5編 緊急対処事態への対処

### 1 緊急対処事態

市国民保護計画が対象とする緊急対処事態は、第1編第5章2に掲げるとおりである。

緊急対処事態は、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の内容の通知及び伝達を除き、原則として、武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

### 2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急対処事態における警報については、警報の内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関、当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。